

第14章 準備書の記載事項の修正の内容

第14章 準備書の記載事項の修正の内容

知事意見等を受けて準備書の記載事項の修正を行った。その内容は以下に示すとおりである。

なお、表中の行数については、図表及び式の行を数えず、見出し・本文の行のみを計数した値を示し、複数頁又は複数行に修正箇所がまたがる場合には、先頭の頁・行のみを示した。また、図表及び式については頁番号のみを示した。

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
約24年が経過しており、	2-1 頁 6 行目	約25年が経過しており、	2-1 頁 6 行目
「市川市一般廃棄物処理基本計画」	2-1 頁 7 行目 2-14 頁 1 行目 3 行目	「市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」	2-1 頁 7 行目 2-15 頁 1 行目 3 行目
DBO方式*を前提に事業を進めており、平成36年度の供用開始を目指している。	2-1 頁 12 行目	DBO方式*を前提に事業を進めている。	2-1 頁 12 行目
図2-3.1 (凡例) 県境 市境	2-2 頁	図2-3.1 (凡例) 都県境 市区町村境	2-2 頁
施設イメージ(案)	2-5 頁 7 行目	施設イメージ	2-5 頁 7 行目
図2-3.4 (表題) 施設イメージ(案)	2-6 頁	図2-3.4 (表題) 施設イメージ	2-6 頁
(2) 可燃ごみ及び可燃残さの推計処理量 可燃ごみ及び可燃残さの推計処理量は表2-3.3に示すとおりである。本施設は平成36年度に供用開始する予定であり、平成36年度の処理量が最大となると推計している。	2-9 頁 5 行目	(2) 可燃ごみ及び可燃残さの焼却処理量 可燃ごみ及び可燃残さの焼却処理量は、表2-3.3に示す令和6年度の推計値をもとに設定している。	2-9 頁 5 行目
表2-3.3 (表題) 平成36年度における推計処理量 (表中) 平成36年度 (出典) 「市川市一般廃棄物処理基本計画」	2-9 頁	表2-3.3 (表題) 可燃ごみ及び可燃残さの焼却処理量 (表中) 令和6年度(平成36年度) (出典) 「市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」	2-9 頁
(4) 不燃・粗大ごみの推計処理量 不燃・粗大ごみの推計処理量は表2-3.5に示すとおりである。本施設は平成36年度に供用開始する予定であり、平成36年度の処理量が最大となると推計した。	2-10 頁 1 行目	(4) 不燃・粗大ごみの破砕処理量 不燃・粗大ごみの破砕処理量は、表2-3.5に示す令和6年度の推計値をもとに設定している。	2-10 頁 1 行目
表2-3.5 (表題) 平成36年度における推計処理量 (表中) 平成36年度 (出典) 「市川市一般廃棄物処理基本計画」	2-10 頁	表2-3.5 (表題) 不燃・粗大ごみの破砕処理量 (表中) 令和6年度(平成36年度) (出典) 「市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」	2-10 頁
(5) 処理方式	2-10 頁 4 行目	(5) 処理方式 ※ごみ焼却処理施設の処理方式について、選定した経緯及び理由を追記した。	2-10 頁 3 行目
図2-3.9 (表題) 将来ごみ処理フロー案 (図中) 再資源化	2-13 頁	図2-3.9 (表題) 将来ごみ処理フロー (図中) 資源化	2-14 頁

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
再資源化	2-14 頁 19 行目 20 行目 21 行目 24 行目 27 行目 30 行目 2-15 頁 7 行目	資源化	2-15 頁 19 行目 20 行目 21 行目 24 行目 26 行目 29 行目 2-16 頁 6 行目
平成 28 年度は約 14 万 t で、平成 36 年度には約 13 万 2,700 t に減少すると推計している。	2-15 頁 12 行目	平成 29 年度は約 13 万 8 千 t で、令和 6 年度には約 13 万 3 千 t に減少すると推計している。	2-16 頁 11 行目
図 2-3.10 (表題) ごみの総排出量の平成 28 年度までの実績値と平成 36 年度の推計値 (図中) H36 (出典) 「市川市一般廃棄物処理基本計画」 「平成 29 年度 市川市じゅんかん白書」	2-15 頁	図 2-3.10 (表題) ごみの総排出量の平成 29 年度までの実績値と令和 6 年度の推計値 (図中) R6 (H36) (出典) 「市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」 「平成 30 年度 市川市じゅんかん白書」 ※図中に平成 29 年度の実績を追記した。	2-16 頁
表 2-3.7 (表中) ストーカ炉方式は、階段状の	2-17 頁	表 2-3.8 (表中) ストーカ炉方式は、主に階段状の	2-18 頁
主要設備機器	2-20 頁 2 行目 2-22 頁 2 行目	本事業において想定される主要設備機器	2-21 頁 2 行目 2-23 頁 2 行目
表 2-3.9 (14-25 頁に掲載)	2-20 頁	表 2-3.10 (14-25 頁に掲載)	2-21 頁
表 2-3.10 (14-26 頁に掲載)	2-22 頁	表 2-3.11 (14-26 頁に掲載)	2-23 頁
合併処理浄化槽	2-29 頁 5 行目	浄化槽	2-30 頁 5 行目
表 2-3.21 (表中) 合併処理浄化槽	2-29 頁	表 2-3.22 (表中) 高度処理型合併処理浄化槽	2-30 頁
図 2-3.13 (図中) 合併処理浄化槽	2-29 頁	図 2-3.13 (図中) 高度処理型合併処理浄化槽	2-30 頁
20%以上と定められており、本事業ではこれに準じた緑化に努める計画	2-33 頁 4 行目	敷地面積の 20%以上と定められており、本事業ではこれに基づき緑化を実施する計画	2-33 頁 4 行目
計画地の立地条件を考慮して適切な樹種の選定に努める。	2-32 頁 7 行目	対象事業実施区域の立地条件を考慮して、周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種も視野に入れながら、適切に選定するよう努める。	2-33 頁 7 行目
—	—	また、発電効率向上のため、煙突排ガスの白煙防止設備は設置しない計画とする。	2-33 頁 22 行目
—	—	なお、平成 31 年 3 月に新たに開通した妙典橋についても、廃棄物の搬出入ルートとして使用する計画である。	2-34 頁 13 行目
平成 32 年度に設計に着手し、平成 36 年度に稼働する計画である。	2-35 頁 4 行目	設計及び建設工事期間は 5 か年を計画している。	2-36 頁 4 行目
表 2-3.26 (14-27 頁に掲載)	2-35 頁	表 2-3.27 (14-27 頁に掲載)	2-36 頁
工事中における雨水による濁水を防止するため、工作業範囲の雨水を沈砂池に集水し、濁水処理をしたうえで公共用水域へ放流する計画である。	2-36 頁 2 行目	工事に伴う濁水の発生を防止するため、 <u>変更範囲内の雨水を沈砂池に集水し、濁りを沈降させた後、公共用水域へ放流する計画である。なお、土壌汚染が認められる区域から流出する雨水及び掘削工事の際に生じる湧水については別途集水し、濁水処理施設により処理をしたうえで、公共用水域へ放流する計画である。</u>	2-37 頁 2 行目
表 2-3.27	2-37 頁	表 2-3.28 ※表中に水銀の項目を追記した。	2-38 頁

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 3-1.29 (1) (確認日) 市川市 <u>平成30年1月16日現在</u> 船橋市 <u>平成30年4月2日現在</u>	3-52 頁	表 3-1.29 (1) (確認日) 市川市 <u>令和元年9月2日現在</u> 船橋市 <u>令和元年7月25日現在</u> ※表全体を確認日の内容に更新した。	3-52 頁
表 3-1.29 (2) (確認日) 船橋市 <u>平成30年4月2日現在</u> 東京都 <u>平成30年3月19日現在</u>	3-53 頁	表 3-1.29 (2) (確認日) 船橋市 <u>令和元年7月25日現在</u> 東京都 <u>令和元年9月2日現在</u> ※表全体を確認日の内容に更新した。	3-53 頁
図 3-1.22	3-54 頁	図 3-1.22 ※表 3-1.29 (1) (2) に合わせて更新した。	3-54 頁
表 3-1.34	3-59 頁	表 3-1.34 ※表中⑥の選定基準及び評価基準について、選定根拠である「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－植物・菌類編 (2017 年改訂版)」(平成 29 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課) の記載に合わせ、相違点を修正した。	3-59 頁
鳥類が 56 科 302 種	3-75 頁 2 行目	鳥類が <u>62 科</u> 302 種	3-75 頁 2 行目
表 3-1.41 (表中) <u>56</u>	3-75 頁	表 3-1.41 (表中) <u>62</u>	3-75 頁
表 3-1.42	3-76 頁	表 3-1.42 ※⑦として、準備書提出後に発行された「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編 (2019 年改訂版)」(平成 31 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課) を追記した。	3-76 頁
表 3-1.43	3-77 頁	表 3-1.43 (1) ※表中⑥の選定基準及び評価基準について、選定根拠である「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編 (2011 年改訂版)」(平成 23 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課) の記載に合わせ、相違点を修正した。	3-77 頁
—	—	表 3-1.43 (2) ※表 3-1.42 と同様に⑦として、準備書提出後に発行された「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編 (2019 年改訂版)」(平成 31 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課) を追記した。	3-78 頁
表3-1.44 表3-1.45 (1) 表3-1.45 (2) 表3-1.45 (3) 表3-1.46 表3-1.47 表3-1.48 (1) 表3-1.48 (2) 表3-1.48 (3) 表3-1.49 表3-1.50 表3-1.51 表3-1.52 表3-1.53 表3-1.54	3-78 頁 3-79 頁 3-80 頁 3-81 頁 3-82 頁 3-83 頁 3-84 頁 3-85 頁 3-85 頁 3-86 頁 3-87 頁 3-87 頁 3-88 頁 3-89 頁 3-90 頁 3-91 頁	表3-1.44 表3-1.45 (1) 表3-1.45 (2) 表3-1.45 (3) 表3-1.46 表3-1.47 表3-1.48 (1) 表3-1.48 (2) 表3-1.48 (3) 表3-1.49 表3-1.50 表3-1.51 表3-1.52 表3-1.53 表3-1.54 ※⑦として、「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－動物編 (2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課) における指定状況を追記した。	3-79 頁 3-80 頁 3-81 頁 3-82 頁 3-83 頁 3-84 頁 3-85 頁 3-86 頁 3-87 頁 3-88 頁 3-88 頁 3-89 頁 3-90 頁 3-91 頁 3-92 頁

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
行徳近郊緑地と野鳥観察舎からの眺めなどがあげられる。	3-95 頁 6 行目	行徳近郊緑地からの眺めなどがあげられる。	3-96 頁 6 行目
<u>なお、行徳野鳥観察舎は耐震性能が低く、補強の必要性があるため無期限休館中である。</u>	3-95 頁 7 行目	—	—
表3-1.56 (表中) 行徳近郊緑地と野鳥観察舎	3-95 頁	表3-1.56 (表中) 行徳近郊緑地	3-96 頁
図3-1.28 (図中) 行徳近郊緑地と野鳥観察舎	3-96 頁	図3-1.28 (図中) 行徳近郊緑地	3-97 頁
表3-1.57 (表中) 丸浜川と遊歩道 「いちかわ景観100選」に選定。遊歩道が1km続き、河津桜やアジサイを楽しむことができる。	3-97 頁	表3-1.57 (表中) 江戸川第二終末処理場 「いちかわ景観100選」に選定。広大な敷地に散策路などが整備され、芝桜やバラなど四季折々の花が楽しめる。	3-98 頁
図3-1.29 (図中) 丸浜川と遊歩道	3-98 頁	図3-1.29 (図中) 江戸川第二終末処理場	3-99 頁
天沼弁天池公園などの都市公園、野鳥の楽園(行徳野鳥観察舎)など	3-99 頁 4 行目	千葉県立行田公園などの都市公園、行徳近郊緑地など	3-100 頁 4 行目
表3-1.58 (表中) 行徳近郊緑地と野鳥観察舎	3-99 頁	表3-1.58 (表中) 行徳近郊緑地 ※三番瀬塩浜案内所を削除した。	3-100 頁
図 3-1.30 (図中) 行徳近郊緑地と野鳥観察舎	3-100 頁	図 3-1.30 (図中) 行徳近郊緑地 ※三番瀬塩浜案内所を削除した。	3-101 頁
表3-2.7	3-108 頁	表3-2.7 ※市川市行徳漁業協同組合と南行徳漁業協同組合が合併し、市川市漁業協同組合となったため、記載を修正した。 ※存続期間を更新した。	3-109 頁
平成 42 年度以降を予定している。	3-124 頁 6 行目	令和 12 年度以降を予定している。	3-125 頁 6 行目
表 3-2.44 (14-28 頁に掲載)	3-150 頁	表 3-2.44 (14-28 頁に掲載)	3-151 頁
(1) 指定文化財	3-155 頁 2 行目	(1) 指定文化財及び登録文化財	3-156 頁 2 行目
表 3-2.51	3-155 頁	表 3-2.51	3-156 頁
表 3-2.52	3-156 頁	表 3-2.52	3-157 頁
表 3-2.53	3-158 頁	表 3-2.53 ※出典の日付をホームページの更新日に修正した。	3-159 頁

第 6 章 方法書に対する知事の見解及びそれに対する事業者の見解

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
新施設は平成 36 年度より本格稼働する計画としており、現施設はそれに伴い稼働を停止する計画です。	6-3 頁 24 行目	新施設は平成 36 年度より本格稼働する計画としており、現施設はそれに伴い稼働を停止する計画です。 <u>(追記：2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催等に伴う建設業界の需要増加により、建設事業費が高騰していることから、大会終了まで事業を一旦延期することとしました。延滞期間は未定ですが、建設費の動向を注視したうえで、建設時期を再度設定します。)</u>	6-3 頁 24 行目

第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法及び結果

7-2-1 大気質

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 7-1.2 (表中) 合併浄化槽	7-2 頁	表 7-1.2 (表中) 浄化槽	7-2 頁
表 7-1.4 (3) (表中) 合併浄化槽	7-7 頁	表 7-1.4 (3) (表中) 浄化槽	7-7 頁
粉じんの飛散を防止する。	7-30 頁 19 行目 20 行目	粉じんの飛散防止を徹底する。	7-30 頁 19 行目 20 行目
—	—	環境の保全が適切に図られていることを確認するために、施工時に降下ばいじん量の調査を行う。	7-30 頁 21 行目
環境基準値(日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)を下回った。	7-36 頁 7 行目	環境基準値(日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)以下であった。	7-36 頁 7 行目
発生台数を 100 台/時とし、	7-47 頁 10 行目	発生台数を 100 台(往復を考慮して予測交通量としては 200 台)とし、	7-47 頁 10 行目
平成 32 年の走行速度	7-51 頁 4 行目	令和 2 年の走行速度	7-51 頁 4 行目
表 7-2-1.20 (表中) 平成 32 年	7-51 頁	表 7-2-1.20 (表中) 令和 2 年(平成 32 年)	7-51 頁
最大着地濃度地点における濃度を予測した。	7-108 頁 5 行目	最大着地濃度地点、現地調査地点 E1~E5。(図 7-2-1.15 参照)における濃度を予測した。また、外環道沿道に及ぼす本事業の影響を予測するため、代表的な地点として外環道沿道での最大着地濃度地点(以下、「外環道沿道地点」という)(図 7-2-1.32 参照)における濃度も予測した。いずれも、	7-108 頁 5 行目
—	—	なお、外環道沿道地点で予測を実施する際には、外環道供用後の自動車交通による大気質の影響を考慮する必要があるが、今回参考とした「東京外かく環状道路(千葉県区間)の環境影響予測について」(平成 25 年 3 月 29 日、国土交通省関東地方整備局ほか記者発表資料)(以下、「外環道環境予測記者発表資料」という)では予測項目を二酸化窒素と浮遊粒子状物質のみとしていることから、外環道沿道地点での予測項目も二酸化窒素と浮遊粒子状物質のみとした。	7-108 頁 18 行目
長期平均濃度の予測は、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び水銀濃度について行った。	7-108 頁 19 行目	長期平均濃度の予測は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び水銀について行った。	7-109 頁 5 行目
予測式における熱量の単位「J」	7-111 頁 7-116 頁 7-118 頁 7-121 頁	予測式における熱量の単位「cal」 ※予測式に用いた熱量の単位を、出典に合わせて「cal」に統一した。また、予測式の係数も併せて修正した。	7-112 頁 7-117 頁 7-119 頁 7-122 頁
予測に用いる拡散式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成 12 年 12 月、公害研究対策センター)及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」(昭和 61 年、(社)全国都市清掃会議)に基づく大気拡散式(ブルーム式)とした。	7-118 頁 3 行目	予測に用いる拡散式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成 12 年 12 月、公害研究対策センター)に基づく大気拡散式(ブルーム式)とした。	7-119 頁 3 行目
b. 拡散パラメータ (14-29 頁に掲載)	7-118 頁 7 行目	b. 拡散パラメータ (14-29 頁に掲載)	7-119 頁 6 行目
CONCAWE 式 (式中) 0.0175	7-118 頁	CONCAWE 式 (式中) 0.175 ※係数の記載に誤りがあったため修正した。	7-119 頁
バックグラウンド濃度は、対象事業実施区域で実施した現地調査結果の四季平均濃度とし、	7-120 頁 6 行目	バックグラウンド濃度は、最大着地濃度地点及び外環道沿道地点については対象事業実施区域で実施した現地調査結果(E1)の四季平均濃度、現地調査地点については各地点の現地調査結果の四季平均濃度とし、	7-121 頁 6 行目

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 7-2-1. 51 (14-29 頁に掲載)	7-120 頁	表 7-2-1. 51 (14-29 頁に掲載)	7-121 頁
付加率	7-124 頁 6 行目 7 行目 8 行目	寄与率	7-124 頁 6 行目 7 行目 8 行目
—	—	<u>現地調査地点での予測結果については、環境濃度について E4 地点のダイオキシン類が 0.0252 pg-TEQ/m³、同地点の水銀が 0.0031 μgHg/m³と、最大着地濃度地点での予測結果を上回る結果となった。これは、バックグラウンド濃度が高いことに起因するものである。</u> <u>なお、参考予測である外環道沿道地点での着地濃度は、窒素酸化物が 0.00051ppm (寄与率 2.3%)、浮遊粒子状物質が 0.00011mg/m³ (寄与率 0.7%) であった。</u>	7-124 頁 13 行目
表 7-2-1. 55 (14-30 頁に掲載)	7-123 頁	表 7-2-1. 55 (14-30 頁に掲載)	7-125 頁
図 7-2-1. 32 (1) 図 7-2-1. 32 (4) 図 7-2-1. 32 (5)	7-124 頁 7-127 頁 7-128 頁	図 7-2-1. 32 (1) 図 7-2-1. 32 (4) 図 7-2-1. 32 (5) ※現地調査地点を追記した。	7-126 頁 7-129 頁 7-130 頁
図 7-2-1. 32 (2) 図 7-2-1. 32 (3)	7-125 頁 7-126 頁	図 7-2-1. 32 (2) 図 7-2-1. 32 (3) ※現地調査地点を追記した。 ※外環道沿道地点を追記した。	7-127 頁 7-128 頁
【変換式】 (14-31 頁に掲載)	7-129 頁	【変換式】 (14-31 頁に掲載)	7-131 頁
<u>二酸化硫黄の日平均値の 2%除外値は 0.004ppm、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.039ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.039mg/m³であり、千葉県環境目標値及び環境基準以下になると予測する。</u>	7-129 頁	<u>二酸化硫黄の日平均値の 2%除外値は 0.002～0.004ppm、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.033～0.039ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は 0.037～0.039mg/m³であり、千葉県環境目標値及び環境基準以下になると予測する。</u> <u>なお、参考予測である外環道沿道地点では、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.043ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.039mg/m³となる。</u>	7-132 頁 3 行目
表 7-2-1. 56 (14-32 頁に掲載)	7-129 頁	表 7-2-1. 56 (14-32 頁に掲載)	7-132 頁
二酸化窒素が 0.0526ppm	7-133 頁 4 行目 7-136 頁 4 行目	二酸化窒素が 0.1020ppm	7-136 頁 4 行目 7-139 頁 4 行目
環境基準等の参照値を下回るものと予測する。	7-133 頁 5 行目	環境基準等の参照値以下であるものと予測する。	7-136 頁 5 行目
表 7-2-1. 62 (14-33 頁に掲載)	7-133 頁	表 7-2-1. 62 (14-33 頁に掲載)	7-136 頁
<u>などの環境保全措置を確実に実施することにより、煙突排ガスの最大着地濃度 (年平均値) は、二酸化硫黄が 0.00050ppm (付加率 33.3%)、窒素酸化物が 0.00091ppm (付加率 4.0%)、浮遊粒子状物質が 0.00020mg/m³ (付加率 1.3%)、ダイオキシン類が 0.00101pg-TEQ/m³ (付加率 4.4%)、水銀が 0.00030 μgHg/m³ (付加率 23.1%) と予測される。</u> <u>また、予測の結果に反映されていないが、環境影響の更なる回避・低減のため、</u>	7-135 頁 7 行目	—	—
環境濃度予測結果は、	7-135 頁 20 行目	環境濃度予測結果は、 <u>最大着地濃度地点において</u>	7-138 頁 14 行目

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
<p>なお、外環道の供用後の自動車交通による大気質の影響について、「東京外かく環状道路（千葉県区間）の環境影響予測について」（平成 25 年 3 月 29 日、国土交通省関東地方整備局ほか記者発表資料）によると、道路沿道において、二酸化窒素が最大 0.002ppm、浮遊粒子状物質が最大 0.0002mg/m³ 付加するとされている。</p> <p>これらの値をバックグラウンド値に加算し、本予測における外環道沿道での着地濃度（窒素酸化物：0.0003ppm、浮遊粒子状物質：0.0002mg/m³）を付加すると、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）は 0.043ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）は 0.039mg/m³ となる。</p>	7-135 頁 25 行目	<p>なお、参考予測である外環道沿道地点では、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が 0.043ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値が 0.039mg/m³ となる。外環道沿道地点での寄与率は二酸化窒素が 1.0%、浮遊粒子状物質が 0.7%であることから、本事業による外環道沿道へ及ぼす影響は小さいものと評価する。</p>	7-138 頁 19 行目

7-2-2 水質

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
昭和 62 年～平成 28 年（30 年間）を対象とした。	7-140 頁 18 行目	平成 19 年～平成 28 年（10 年間）を対象とした。土粒子の状況については、平成 28 年 7 月に実施したボーリング調査での採取試料を使用した。	7-142 頁 18 行目
調査日の降水量を表 7-2-2.4 に示す。両地点とも 20mm/日以上であった。	7-141 頁 7 行目	また、調査日の降水量を表 7-2-2.4 に示す。2 地点の降水量は、22.5～45.5 mm/日であった。	7-143 頁 7 行目
過去 30 年間の 1 mm/日以上の降雨があった日の日降水量の平均値は、船橋で 12.8 mm/日、江戸川臨海で 13.1 mm/日、上位 5%を除外した 95%値は船橋で 44.0 mm/日、江戸川臨海で 46.0 mm/日であった。	7-142 頁 4 行目	過去 10 年間の日降水量の平均値は、船橋で 12.8 mm/日、江戸川臨海で 12.6 mm/日、上位 5%を除外した 95%値は船橋で 47.0 mm/日、江戸川臨海で 49.5 mm/日であった。 過去 10 年間の時間降水量の平均値は、船橋、江戸川臨海ともに 2.2 mm/時、上位 5%を除外した 95%値は船橋、江戸川臨海ともに 7.5 mm/時であった。	7-144 頁 4 行目
表 7-2-2.5 （表題）過去 30 年間の日降水量の状況	7-142 頁	表 7-2-2.5 (1) （表題）過去 10 年間の日降水量の状況 ※表を過去 10 年間の日降水量の状況に修正した。	7-144 頁
—	—	表 7-2-2.5 (2) ※過去 10 年間の時間降水量の状況を追記した。	7-144 頁
予測項目は水素イオン濃度及び浮遊物質とした。	7-144 頁 10 行目	工事排水として、工事期間中の雨水排水及び掘削工事時の地下水の湧出水排水が挙げられる。 予測項目は工事排水による高谷川の水質（水素イオン濃度、浮遊物質、有害物質）への影響とした。 排水区分別の水処理に係る環境保全措置及び予測項目について表 7-2-2.7 に示す。	7-146 頁 10 行目
—	—	表 7-2-2.7 ※排水区分別の環境保全措置及び予測項目を追記した。	7-146 頁
後述する代表的な降雨条件を基本に、工事排水の流出防止対策及び土砂の沈降試験結果より、工事排水による浮遊物質の影響を予測した。	7-144 頁 15 行目	工事排水のうち雨水排水については、代表的な降雨条件を基本に、流出防止対策及び土砂の沈降試験結果より、影響を予測した。 湧出水排水については、環境保全措置を踏まえ定性的に予測した。	7-146 頁 18 行目
—	—	(ウ) 有害物質 工事排水に対する環境保全措置を踏まえ、対象事業実施区域の土壤汚染が認められる項目（砒素、ふっ素、鉛）について定性的に予測した。	7-147 頁 1 行目
⑤予測条件 （14-34 頁に掲載）	7-144 頁 17 行目	⑤予測条件 （14-35 頁に掲載）	7-147 頁 4 行目
工事排水	7-145 頁 13 行目	雨水及び地下水湧出に由来する工事排水	7-148 頁 15 行目

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
水素イオン濃度を適宜測定し、	7-145 頁 15 行目	水素イオン濃度を連続測定し、	7-148 頁 17 行目
アルカリ排水による影響	7-145 頁 17 行目	高谷川に及ぼすアルカリ排水による影響	7-148 頁 20 行目
本事業の工事計画では、対象事業実施区域において、 <u>高規格堤防整備に係る造成工事及び施設建設に係る掘削工事等</u> が予定されており、工事の実施に伴う <u>土砂の掘削</u> や裸地の出現等により降雨時の濁水の発生が考えられる。工事の雨水等による濁水発生防止のため、 <u>工事業範囲の雨水</u> を沈砂池に集水し、貯留した水は濁水処理をしたうえで高谷川に排水する計画である。 予測条件をもとに以下の式により算定した沈砂池容量は 37m^3 である。	7-145 頁 20 行目	本事業の工事計画では、対象事業実施区域において掘削工事等が予定されており、工事の実施に伴う裸地の出現等により降雨時の濁水の発生が考えられる。工事の雨水等による濁水発生防止のため沈砂池に集水し、貯留した水は濁りを沈降させたうえで高谷川に排水する計画である。 予測条件をもとに以下の式により算定した沈砂池容量は 132.0m^3 である。	7-149 頁 2 行目
沈砂池容量 (m^3) = 滞留時間 (日) × 流入流量 ($\text{m}^3/\text{日}$) = $2.2 \text{ 時間} / 24 \text{ 時間} \times 404 \text{ (m}^3/\text{日})$ = 37 m^3	7-145 頁	沈砂池容量 (m^3) = 滞留時間 (時間) × 流入流量 ($\text{m}^3/\text{時}$) = $2.2 \text{ (時間)} \times 60.0 \text{ (m}^3/\text{時})$ = $132.0 \text{ (m}^3)$	7-149 頁
—	—	<u>また、地下水の湧出水及び土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。</u> <u>加えて、処理水水質は濁度を指標に連続的に監視し、問題ないことを確認する。</u>	7-149 頁 9 行目
高谷川に及ぼす降雨時の濁水の影響	7-146 頁 3 行目	高谷川に及ぼす濁水の影響	7-149 頁 12 行目
—	—	<u>ウ、有害物質</u> 本事業の工事計画では、 <u>ごみピット設置等に係る掘削工事が予定されており、掘削範囲から地下水が湧出することが想定される。掘削時の湧出水は、改変範囲内の土壌汚染が認められる区域から集水する雨水とともに濁水処理施設により表 7-2-2.8 に示す目標値まで処理したうえで排水する。</u> <u>また、処理水水質は濁度を指標に連続的に監視し、問題ないことを確認する。</u> <u>以上のとおり、適切な排水処理を施すことにより、本事業の工事による高谷川に及ぼす有害物質の影響は小さいものと予測する。</u>	7-149 頁 14 行目
②評価の結果 工事の実施にあたっては、 ・工事中における雨水等による濁水を防止するため、 <u>工事区域内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留する。</u> <u>・沈砂池に貯留した雨水は、濁りを沈降した後、高谷川に排水する。</u> <u>・工事排水の排水時には適宜、水素イオン濃度及び浮遊物質量を測定し、問題の無いことを確認する。</u> <u>・水素イオン濃度に問題が確認された場合は、中和処理を行った上で排水する。</u> ・沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。 ・工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 <u>・地下水湧出量を抑制するため、ごみピット設置等の工事により地下水位以下まで掘削する際は掘削範囲の山留工等の対策を講じる。</u> ・台風、集中豪雨等の激しい雨 (50 mm/日以上) が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。	7-146 頁 9 行目	②評価の結果 工事の実施にあたっては、 【雨水排水に関する環境保全措置】 ・工事中における雨水による濁水を防止するため、 <u>改変範囲内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、濁りを沈降させた後、高谷川に排水する。</u> <u>・土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。(表 7-2-2.7 参照)</u> <u>・沈砂池からの排水は水素イオン濃度 (pH) 及び濁度を連続的に監視する。</u> ・沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。 ・工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・台風、集中豪雨時等の一時的な豪雨 (50 mm/日以上) が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。 ・汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じ	7-150 頁 6 行目

<p>・汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じる。</p> <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>		<p>る。</p> <p><u>【湧出水排水に関する環境保全措置】</u></p> <p>・湧出量を抑制するため、ごみピット設置等の工事により地下水位以下まで掘削する際は掘削範囲の遮水工等の対策を講じる。</p> <p>・湧出水は、濁水処理施設により処理し排水する。(表7-2-2.7 参照)</p> <p>・濁水処理施設からの排水は水素イオン濃度 (pH) 及び濁度を連続的に監視する。また、浮遊物質量 (SS) 及び有害物質 (砒素、ふっ素、鉛) については、掘削工事の着手前までに対象事業実施区域の土壌を用いて濁度との相関関係を求め、工事排水水質管理基準を満足できる濁度の目標値を設定して、濁度を指標に連続的に監視する。なお、濁度との相関関係が認められない有害物質については、月1回程度の頻度で定期的に水質分析を行い、工事排水水質管理基準に基づき排水水質を管理する。(表7-2-2.8 参照)</p> <p>を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	
表 7-2-2.30 (注釈) 排水基準値 (県上乘せ基準値)	7-171 頁	表 7-2-2.32 (注釈) 排水基準 (県上乘せ基準) 及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設 (既存) の水質排出基準	7-175 頁
表 7-2-2.34 (表中) 生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量	7-175 頁	表 7-2-2.36 (表中) 生物化学的酸素要求量	7-179 頁
表 7-2-2.35 (表中) 灰の貯留施設	7-175 頁	表 7-2-2.37 (表中) 灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	7-179 頁
・排水水質自主基準値は、法令を遵守するとともに、周辺の環境に対する影響をより低減するため、一部項目については法令に定められた規制値より低い値を設定している。	7-180 頁 13 行目	・施設排水は、排水の性状に応じた処理設備により処理し、一部項目については、法令に定められた規制値より低い自主基準値を遵守する。	7-184 頁 14 行目
合併処理浄化槽	7-180 頁 18 行目	浄化槽	7-184 頁 19 行目

7-2-3 水底の底質

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
・排水水質自主基準値は、法令を遵守するとともに、周辺の環境に対する影響をより低減するため、一部項目については法令に定められた規制値より低い値を設定している。	7-189 頁 7 行目	・施設排水は、排水の性状に応じた処理設備により処理し、一部項目については、法令に定められた規制値より低い自主基準値を遵守する。	7-193 頁 8 行目

7-2-4 騒音及び低周波音

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
なお、調査は、	7-192 頁 19 行目	また、調査は、	7-196 頁 19 行目
—	—	なお、騒音については、外環道供用に伴い、隣接する場所で騒音レベルが大きく変化している可能性が考えられたため、最寄りの調査地点 (E1) で外環道供用開始後の騒音について再調査を行い、予測条件に反映することとした。	7-196 頁 21 行目
表 7-2-4.2 (14-36 頁に掲載)	7-192 頁	表 7-2-4.2 (14-36 頁に掲載)	7-196 頁

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 7-2-4. 3 (14-36 頁に掲載)	7-193 頁	表 7-2-4. 3 (14-36 頁に掲載)	7-197 頁
さらに、調査期間中、	7-194 頁 2 行目	さらに、E2、E3、E4 地点の調査期間中、	7-198 頁 2 行目
—	—	E1 地点の調査期間中は、東側の外環道が供用されていた。	7-198 頁 3 行目
表 7-2-4. 4 (14-37 頁に掲載)	7-195 頁	表 7-2-4. 4 (14-37 頁に掲載)	7-199 頁
なお、外環道の供用後の自動車交通による騒音の影響について、「東京外かく環状道路(千葉県区間)の環境影響予測について」(平成 25 年 3 月 29 日、国土交通省関東地方整備局ほか記者発表資料)によると、予測結果(等価騒音レベル)は高谷ジャンクション付近の道路沿道の非近接空間において、昼間(6 時～22 時)が 62dB、夜間(22 時～6 時)が 60dB になるとされている。このため、本事業の工事期間中の暗騒音レベルは現況よりも大きくなると考えられる。	7-207 頁 5 行目	—	—
発生台数を 100 台/時とし、	7-218 頁 16 行目	発生台数を 100 台(往復を考慮して予測交通量としては 200 台)とし、	7-222 頁 16 行目
なお、調査は、	7-227 頁 19 行目	また、調査は、	7-231 頁 19 行目
—	—	なお、騒音については、外環道供用に伴い、隣接する場所で騒音レベルが大きく変化している可能性が考えられたため、最寄りの調査地点(E1)で外環道供用開始後の騒音について再調査を行い、予測条件に反映することとした。	7-231 頁 21 行目
表 7-2-4. 21 (14-37 頁に掲載)	7-227 頁	表 7-2-4. 21 (14-37 頁に掲載)	7-231 頁
夕 54～61dB、夜間 53～60dB であり、	7-228 頁 8 行目	夕 54～62dB、夜間 53～61dB であり、	7-232 頁 8 行目
夕 52～58dB、夜間 48～55dB であり、	7-228 頁 12 行目	夕 52～60dB、夜間 48～57dB であり、	7-232 頁 12 行目
現施設稼働時と稼働停止時の	7-228 頁 15 行目	E2、E3、E4 地点における現施設稼働時と稼働停止時の	7-232 頁 15 行目
—	—	E1 地点における現施設稼働時と稼働停止時の時間率騒音レベルの比較においても、現施設稼働時の値が稼働停止時の値を上回っており、現施設稼働時の調査結果に現施設稼働による騒音の寄与があることが考えられるが、外環道など周辺道路における交通量の違い(現施設稼働時の調査は平日、稼働停止時の調査は日曜日)による道路からの騒音の影響が異なることが考えられ、差分がそのまま現施設の稼働による影響であるとは考えられない。	7-232 頁 23 行目
表 7-2-4. 22 (14-38 頁に掲載)	7-229 頁	表 7-2-4. 22 (14-38 頁に掲載)	7-233 頁
表 7-2-4. 24 (表中) 焼却残渣クレーン 低速回転式破砕機 高速回転式破砕機 粗大ごみクレーン	7-234 頁	表 7-2-4. 24 (表中) 灰クレーン 低速回転破砕機 高速回転破砕機 不燃ごみクレーン	7-238 頁
焼却残渣クレーンは、	7-234 頁 6 行目	灰クレーンは、	7-238 頁 6 行目
表 7-2-4. 25 (14-39 頁に掲載)	7-235 頁	表 7-2-4. 25 (14-39 頁に掲載)	7-239 頁
夜間 58dB であった。	7-236 頁 6 行目	夜間 59dB であった。	7-240 頁 6 行目

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 7-2-4. 26 (14-40 頁に掲載)	7-236 頁	表 7-2-4. 26 (14-40 頁に掲載)	7-240 頁
表 7-2-4. 28 (14-41 頁に掲載)	7-239 頁	表 7-2-4. 28 (14-41 頁に掲載)	7-243 頁
なお、外環道の供用後の自動車交通による騒音の影響について、「東京外かく環状道路(千葉県区間)の環境影響予測について」(平成 25 年 3 月 29 日、国土交通省関東地方整備局ほか記者発表資料)によると、予測結果(等価騒音レベル)は高谷ジャンクション付近の道路沿道の非近接空間において、昼間(6 時～22 時)が 62dB、夜間(22 時～6 時)が 60dB になるとされている。このため、施設稼働時の暗騒音レベルは現況よりも大きくなると考えられる。	7-239 頁 5 行目	—	—
本事業では、主要な機器は可能な限り建屋内に配置し、設備機器の整備、点検を徹底することにより超低周波音及び低周波音の発生を防止する計画である。	7-247 頁 15 行目	新施設は現施設より施設規模が小さくなることから、超低周波音及び低周波音の発生源となりうる送風機等の設備容量は、現施設と概ね同等程度を予定している。	7-251 頁 16 行目
各調査地点における最大値は、	7-247 頁 17 行目	各調査地点における最大値(83～86dB)は、	7-251 頁 18 行目
さらに、現況で超低周波音に係る苦情は発生していない状況であり、新施設は現施設よりごみ処理量が少ない施設で、使用する設備は現施設と同等又はそれ以下となることが想定されることから、現況程度またはそれ以下の超低周波音の音圧レベルになるものと考えられ、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと予測する。	7-247 頁 20 行目	本事業では、主要な機器は可能な限り建屋内に配置し、設備機器の整備、点検を徹底することにより超低周波音及び低周波音の発生を防止する計画であること、さらに、新施設に配置する機器の影響が想定される場合には、室内壁の防音処理等の対策を行うことから、新施設の稼働による超低周波音の音圧レベルは現況程度になるものと予測する。	7-251 頁 21 行目
—	—	・配置する機器による超低周波音の影響が想定される場合には、室内壁の防音処理などの防音対策を行う。	7-253 頁 5 行目
予測値は、評価の手法で設定した	7-249 頁 9 行目	予測結果は、現況と同程度と考えられ、評価の手法で設定した	7-253 頁 11 行目

7-2-5 振動

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 7-2-5. 4 (14-42 頁に掲載)	7-255 頁	表 7-2-5. 4 (14-42 頁に掲載)	7-259 頁
規制基準値を下回ることから、	7-266 頁 3 行目	規制基準値以下となることから、	7-270 頁 3 行目
発生台数を 100 台/時とし、	7-276 頁 10 行目	発生台数を 100 台(往復を考慮して予測交通量としては 200 台)とし、	7-280 頁 10 行目
いずれの地点も参考とした市川市環境保全条例に基づく	7-286 頁 8 行目	いずれの地点も市川市環境保全条例に基づく	7-290 頁 8 行目

7-2-6 悪臭

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
また、現施設からの発生強度を把握するため現施設煙道(2 本)においても調査を実施した。	7-296 頁 13 行目	また、現施設からの発生強度を把握するため現施設煙道(No. 5)においても調査を実施した。調査地点は、2 号炉及び 3 号炉煙道の計 2 地点とした。(図 7-2-6. 1 参照)	7-300 頁 13 行目
・廃棄物の保管場所、	7-310 頁 14 行目	・廃棄物の保管場所、	7-314 頁 15 行目

7-2-7 土壌

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
海水が周辺から浸入していることが示唆される。	7-325 頁 10 行目	周辺部では海水中の塩分等の影響を受けていることが示唆される。	7-329 頁 10 行目
表 7-2-7.6 (1) 表 7-2-7.6 (2) (表中) 総水銀の調査結果「不検出」 PCB の調査結果「ND」	7-325 頁 7-326 頁	表 7-2-7.6 (1) 表 7-2-7.6 (2) (表中) 総水銀の調査結果「ND」 PCB の調査結果「不検出」 ※全ての調査地点について同様に修正した。	7-329 頁 7-330 頁
「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」(平成24年8月 環境省水・大気環境局 土壌環境課)	7-342 頁 17 行目	「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)」(平成31年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課)	7-346 頁 17 行目
「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第3版)」(平成30年3月 環境省水・大気環境局 土壌環境課)	7-342 頁 19 行目	「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第4版)」(平成31年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課)	7-346 頁 19 行目
ア. 環境の保全が適切に図られているかの評価 土壌の場外への運搬等にあたっては、 【汚染土壌の飛散・地下水汚染等の防止措置】 ・形質変更時要届出区域における工事の実施にあたり、汚染土壌を搬出する必要がある場合には、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出の届出等の必要な手続きを実施する。また、汚染土壌の運搬等にあたっては、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第3版)」(平成30年3月 環境省水・大気環境局 土壌環境課)に従い以下の措置を講じる。 ・汚染土壌の運搬にあたっては、汚染土壌を、耐久性を有する浸透防止シート等で覆うことや、汚染土壌を、密閉性を有し、損傷しにくいドラム缶、フレキシブルコンテナ及びコンテナ等の容器に入れて運搬する。また、住宅街、商店街、通学路、狭い道路を避ける等、地域住民に対する影響を低減するように努める。 ・汚染土壌の搬出にあたっては、自動車等のタイヤ・車体、作業員の長靴等に付着した汚染土壌を形質変更時要届出区域外へ持ち出さないよう、搬出前に洗浄等を行う。 【一般の土壌を含めた環境保全措置】 ・工事中における雨水による濁水を防止するため、敷地内全ての雨水を沈砂池に集水し、適正に処理した後に、高谷川へ放流する。 ・掘削工事にあたっては、飛散防止対策として、敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、必要に応じて散水、シート掛け、覆土等を行う。などの措置を講じ、周辺に影響を及ぼすことがないよう配慮することから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。	7-344 頁 18 行目	ア. 環境の保全が適切に図られているかの評価 形質変更時要届出区域における工事の実施にあたっては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)」(平成31年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課)等に基づき適切な環境保全措置を行う。また、汚染土壌を搬出する必要がある場合には、汚染土壌の搬出の届出等の必要な手続きを実施する。 汚染土壌の運搬にあたっては、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第4版)」(平成31年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課)に従い、 ・運搬中は、汚染土壌を耐久性を有する浸透防止シート等で覆う。 ・汚染土壌は、密閉性を有し、損傷しにくいドラム缶、フレキシブルコンテナ及びコンテナ等の容器に入れて運搬する。 ・自動車等のタイヤ・車体や作業員の長靴等に付着した汚染土壌を形質変更時要届出区域外へ持ち出さないよう、搬出前に洗浄を行う。 また、工事中における雨水及び湧出水の排水に伴う汚染土壌の拡散を防止するため、 ・改変範囲内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、濁りを沈降させた後、高谷川に排水する。 ・土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。(表7-2-2.7 参照) ・汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じる。 ・地下水湧出量を抑制するため、ごみピット設置等の工事により地下水位以下まで掘削する際は、掘削範囲の遮水工等の対策を講じる。 ・湧出水は、濁水処理施設により処理し排水する。(表7-2-2.7 参照) を講じることにより、周辺に影響を及ぼすことがないよう配慮することから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。	7-348 頁 19 行目
土壌のダイオキシン類は環境基準値以下であった。	7-345 頁 11 行目	土壌のダイオキシン類は環境基準値を下回った。	7-349 頁 17 行目

7-2-8 植物

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
69科 255種	7-350 頁 4 行目	80科 292種	7-354 頁 4 行目
なお、維管束植物確認種一覧は	7-350 頁 12 行目	なお、 <u>維管束植物確認種一覧（外来種、植栽種、逸出種の区分を含む）</u> は	7-354 頁 12 行目
表 7-2-8.2 (14-43 頁に掲載)	7-350 頁	表 7-2-8.2 (14-43 頁に掲載)	7-355 頁
表 7-2-8.3	7-350 頁	表 7-2-8.3 ※注釈を追記した。	7-355 頁
表 7-2-8.7	7-355 頁	表 7-2-8.7 ※表中⑥の選定基準及び評価基準について、選定根拠である「千葉県の保護上重要な野生生物―千葉県レッドリスト―植物・菌類編（2017 年改訂版）」（平成 29 年 3 月、千葉県環境生活部自然保護課）の記載に合わせ、相違点を修正した。	7-360 頁
表 7-2-8.12 (表中) 維管束植物 255 種 <u>適切な樹種の選定に努めることにより、</u>	7-364 頁	表 7-2-8.12 (表中) 維管束植物 292 種 <u>周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種も視野に入れながら、適切に選定するよう努めることにより、</u>	7-369 頁
<u>適切な樹種の選定に努めることで、</u>	7-367 頁 5 行目	<u>周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種も視野に入れながら、適切に選定するよう努めることで、</u>	7-372 頁 5 行目
・植物相の保全 ・重要な種の分布 ・植物群落 ・植生自然度 なお、大径木・古木については予測地域に大径木・古木がないため、評価項目からは除外した。	7-369 頁 5 行目	・植物相の保全へ及ぼす影響に対する適切な配慮 ・重要な種の分布等に対する適切な保全 ・植物群落が有する多様性の保全 ・植生自然度の多様性の維持 なお、大径木・古木の保全は予測地域に大径木・古木がないため、評価項目からは除外した。	7-374 頁 7 行目
ア. 植物相の保全	7-369 頁 11 行目	ア. 植物相の保全へ及ぼす影響に対する適切な配慮	7-374 頁 13 行目
<u>適切な樹種の選定に努める。</u>	7-369 頁 18 行目	<u>周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種も視野に入れながら、適切に選定するよう努める。</u>	7-374 頁 20 行目
イ. 重要な種の分布	7-369 頁 21 行目	イ. 重要な種の分布等に対する適切な保全	7-374 頁 24 行目
ウ. 植物群落	7-369 頁 24 行目	ウ. 植物群落が有する多様性の確保	7-374 頁 27 行目
エ. 植生自然度	7-369 頁 27 行目	エ. 植生自然度の多様性の維持	7-374 頁 30 行目
環境保全措置を講じることから、 <u>事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</u>	7-369 頁 29 行目	環境保全措置を講じることから、 <u>植生自然度の多様性の維持が図られるものと評価する。</u>	7-374 頁 32 行目

7-2-9 動物

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 7-2-9.3	7-375 頁	表 7-2-9.3	7-380 頁
表 7-2-9.4	7-377 頁	表 7-2-9.4	7-382 頁
表 7-2-9.5	7-378 頁	表 7-2-9.5	7-383 頁
表 7-2-9.6	7-378 頁	表 7-2-9.6	7-383 頁
表 7-2-9.8	7-380 頁	表 7-2-9.8	7-385 頁
表 7-2-9.9	7-381 頁	表 7-2-9.9 ※外来種について追記した。 ※注釈を追記した。	7-386 頁

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
10目25科46種の鳥類	7-375 頁 14 行目	11目24科46種の鳥類	7-380 頁 14 行目
表 7-2-9.4 鳥類確認種	7-377 頁	表 7-2-9.4 ※種名及び配列を「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年、日本鳥学会)に準拠させた。	7-382 頁
ニホントカゲ	7-378 頁 5 行目 7-395 頁 14 行目 7-398 頁 16 行目	ヒガシニホントカゲ	7-383 頁 5 行目 7-402 頁 14 行目 7-406 頁 16 行目
昆虫類確認種一覧	7-379 頁 16 行目	昆虫類確認種一覧(外来種等の区分を含む)	7-384 頁 16 行目
—	—	なお、選定基準のうち、「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)は、準備書提出後に発行された文献であり、本評価書において新たに追加した選定基準である。	7-386 頁 5 行目
表 7-2-9.10	7-381 頁	表 7-2-9.10 ※準備書提出後に発行された文献である「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)を追記した。	7-387 頁
表 7-2-9.11	7-382 頁	表 7-2-9.11 (1) ※表中⑥の選定基準及び評価基準について、選定根拠である「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2011年改訂版)」(平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課)の記載に合わせ、相違点を修正した。	7-388 頁
表 7-2-9.11	7-382 頁	表 7-2-9.11 (2) ※表 7-2-9.10 と同様に⑦として、準備書提出後に発行された「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)を追記した。	7-389 頁
表 7-2-9.12 表 7-2-9.14 表 7-2-9.16 表 7-2-9.18 表 7-2-9.19	7-383 頁 7-387 頁 7-389 頁 7-391 頁 7-391 頁	表 7-2-9.12 表 7-2-9.14 表 7-2-9.16 表 7-2-9.18 表 7-2-9.19 ※⑦として、「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)における指定状況を追記した。	7-390 頁 7-394 頁 7-396 頁 7-398 頁 7-398 頁
表 7-2-9.13	7-384 頁	表 7-2-9.13 ※配列を「日本鳥類目録 改訂版第7版」(平成24年、日本鳥学会)に準拠するよう並べ替えた。	7-391 頁
表 7-2-9.14 表 7-2-9.15 表 7-2-9.21 表 7-2-9.23 表 7-2-9.25 (表中) ニホントカゲ	7-387 頁 7-387 頁 7-396 頁 7-398 頁 7-402 頁	表 7-2-9.14 表 7-2-9.15 表 7-2-9.21 表 7-2-9.23 表 7-2-9.25 (表中) ヒガシニホントカゲ	7-394 頁 7-394 頁 7-403 頁 7-405 頁 7-409 頁
図 7-2-9.3 (図中) ニホントカゲ	7-388 頁	図 7-2-9.3 (図中) ヒガシニホントカゲ	7-395 頁
「千葉県の外来生物」(千葉県生物多様性センター、平成25年3月)によると	7-391 頁 5 行目	「千葉県の外来生物初版(平成24(2012)年度)」(平成25年、千葉県)によると	7-398 頁 5 行目

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
—	—	(準備書提出後に発行された「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドデータブック—動物編(2019年改訂版)」(平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課)では、移入種である可能性が極めて高いこと、さらに生息数の増加や在来のニホンイシガメとの交雑が各地で報告されてきたことにより、保護対象種となる可能性は低いと判断し記載から外されている)	7-402 頁 20 行目
表 7-2-9. 21	7-396 頁	表 7-2-9. 21 ※配列を「日本鳥類目録 改訂版第 7 版」(平成 24 年、日本鳥学会)に準拠するよう並べ替えた。 ※注 2 を削除した。	7-403 頁
施工時は、 <u>対象事業実施区域内で一時的に生息できなくなるものの、動物の主要な生息環境</u>	7-397 頁 9 行目	施工時は、 <u>対象事業実施区域内では造成工事に伴い植栽樹群や芝地といった人為的環境を利用する鳥類、爬虫類、昆虫類、陸産貝類、多足類の生息が一時的に困難となるが、周辺には植栽樹群や芝地といった環境が引き続き分布すること、動物の主要な生息環境</u>	7-404 頁 7 行目
表 7-2-9. 22 (14-44 頁に掲載)	7-397 頁	表 7-2-9. 22 (14-44 頁に掲載)	7-404 頁
表 7-2-9. 24 (1) 表 7-2-9. 24 (2) 表 7-2-9. 24 (3)	7-400 頁 7-401 頁 7-402 頁	表 7-2-9. 24 (1) 表 7-2-9. 24 (2) 表 7-2-9. 24 (3) ※配列を「日本鳥類目録 改訂版第 7 版」(平成 24 年、日本鳥学会)に準拠するよう並べ替えた。	7-407 頁 7-408 頁 7-409 頁
・構成生物の種類組成の多様性の保全 ・重要な種の保全	7-404 頁 5 行目	・構成生物の種類組成の多様性の保全に対する <u>適切な配慮</u> ・重要な種等の <u>適切な保全</u>	7-411 頁 7 行目
ア. 構成生物の種類組成の多様性の保全 対象事業実施区域内では、施工時の改変により動物の生息が一時的に困難となるものの、事業の実施にあたっては、 【対象事業実施区域内の緑化に係る環境保全措置】 ・市川市環境保全条例に準じた緑化(対象事業実施区域面積の 20%以上)に努める。 ・工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保する。 ・生育が良好な既存の樹木を極力保全する。 ・植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮して <u>適切な樹種の選定に努める</u> 。 などの措置を講じることから、供用時に動物の利用状況は回復すると考えられる。 また、高谷川に生息する動物に対しては、 【工事排水に係る環境保全措置】 ・工事中における雨水等による濁水を防止するため、 <u>工事区域内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留する。</u> ・ <u>沈砂池に貯留した雨水は、濁りを沈降した後、高谷川へ放流する。</u> ・ <u>工事排水の放流時には必要に応じて、水素イオン濃度及び濁度を測定し、問題の無いことを確認する。</u> ・ <u>水素イオン濃度に問題が確認された場合は、中和処理を行った上で排水する。</u> ・沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。 ・工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。 ・台風、集中豪雨等の激しい雨(50 mm/日以上)が	7-404 頁 8 行目	ア. 構成生物の種類組成の多様性の保全に対する <u>適切な配慮</u> 対象事業実施区域内では、施工時の改変により動物の生息が一時的に困難となるものの、事業の実施にあたっては、 【対象事業実施区域内の緑化に関する環境保全措置】 ・市川市環境保全条例に準じた緑化(対象事業実施区域面積の 20%以上)に努める。 ・工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保する。 ・生育が良好な既存の樹木を極力保全する。 ・植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮して、 <u>周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種も視野に入れながら、適切に選定するよう努める。</u> を講じることにより、動物の生息環境の確保が見込まれ、供用時に動物の利用状況は回復すると考えられることから、構成生物の種類組成の多様性の保存に対して適切な配慮がなされているものと評価する。 また、高谷川に生息する動物に対しては、 【雨水排水に関する環境保全措置】 ・工事中における雨水による濁水を防止するため、 <u>改変範囲内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、濁りを沈降させた後、高谷川に排水する。</u> ・ <u>土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。(表 7-2-2. 7 参照)</u> ・ <u>沈砂池からの排水は水素イオン濃度(pH)及び濁度を連続的に監視する。</u>	7-411 頁 10 行目

<p>予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。</p> <p>【施設排水に係る環境保全措置】</p> <p>・排水水質自主基準値は、法令を遵守するとともに、<u>周辺の環境に対する影響をより低減するため、一部項目については法令に定められた規制値より低い値を設定している。</u></p> <p>・プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域へ放流する。</p> <p>・ごみピット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。</p> <p>・トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は合併処理浄化槽で処理した後、公共用水域へ放流する。</p> <p>・<u>適切な排水濃度の管理のため、排水水質を定期的に測定する。</u></p> <p><u>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</u></p> <p>イ. 重要な種の保全</p> <p>高谷川の水域を利用する鳥類のカイツブリ、カワウ、ダイサギ、コサギ、オオバン、カワセミ、の6種については、「ア. 構成生物の種類組成の多様性の保全」に示した工事排水及び施設排水に係る環境保全措置を講じる計画である。また、対象事業実施区域内で生息が確認された爬虫類のニホントカゲ、ニホンカナヘビ、多足類のゲジの3種については、施工時に事業実施区域内の生息地が一時的に消失するものの、「ア. 構成生物の種類組成の多様性の保全」に示した対象事業実施区域内の緑化に係る環境保全措置を講じることから、<u>事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</u></p>	<p>・沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。</p> <p>・工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。</p> <p>・台風、集中豪雨時等の一時的な豪雨（50 mm/日以上）が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。</p> <p>・汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じる。</p> <p>【湧出水排水に関する環境保全措置】</p> <p>・<u>湧出量を抑制するため、ごみピット設置等の工事により地下水位以下まで掘削する際は掘削範囲の遮水工等の対策を講じる。</u></p> <p>・<u>湧出水は、濁水処理施設により処理し排水する。</u>（表7-2-2.7参照）</p> <p>・<u>濁水処理施設からの排水は水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。また、浮遊物質量（SS）及び有害物質（砒素、ふっ素、鉛）については、掘削工事の着手前までに対象事業実施区域の土壌を用いて濁度との相関関係を求め、工事排水水質管理基準を満足できる濁度の目標値を設定して、濁度を指標に連続的に監視する。なお、濁度との相関関係が認められない有害物質については、月1回程度の頻度で定期的に水質分析を行い、工事排水水質管理基準に基づき排水水質を管理する。</u>（表7-2-2.8参照）</p> <p>【施設排水に関する環境保全措置】</p> <p>・<u>施設排水は、排水の性状に応じた処理設備により処理し、一部項目については、法令に定められた規制値より低い自主基準値を遵守する。</u></p> <p>・プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域へ放流する。</p> <p>・ごみピット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。</p> <p>・トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は浄化槽で処理した後、公共用水域へ放流する。</p> <p><u>を講じることにより、動物の生息環境の確保が見込まれることから、構成生物の種類組成の多様性の保全に対して適切な配慮がなされているものと評価する。</u></p> <p>イ. 重要な種等の適切な保全</p> <p>高谷川の水域を利用する鳥類のカイツブリ、カワウ、ダイサギ、コサギ、オオバン、カワセミの6種については、「ア. 構成生物の種類組成の多様性の保全に対する適切な配慮」に示した工事排水及び施設排水に係る環境保全措置を講じる計画である。また、対象事業実施区域内で生息が確認された爬虫類のヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、多足類のゲジの3種については、施工時に事業実施区域内の生息地が一時的に消失するものの、「ア. 構成生物の種類組成の多様性の保全に対する適切な配慮」に示した対象事業実施区域内の緑化に係る環境保全措置を講じることにより、<u>重要な種の生息環境の確保が見込まれることから、重要な種の生息環境は保全されるものと評価する。</u></p>
---	--

7-2-10 陸水生物

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 7-2-10.2 表 7-2-10.3	7-409 頁 7-410 頁	表 7-2-10.2 表 7-2-10.3 ※外来種について追記した。 ※注釈を追記した。	7-416 頁 7-418 頁
—	—	なお、 <u>選定基準のうち、「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2019年改訂版）」（平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課）は、準備書提出後に発行された文献であり、本評価書において新たに追加した選定基準である。</u>	7-419 頁 5 行目
表 7-2-10.4	7-411 頁	表 7-2-10.4 ※準備書提出後に発行された文献である「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2019年改訂版）」（平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課）を追記した。	7-419 頁
表 7-2-10.5	7-412 頁	表 7-2-10.5 (1) ※表中⑥の選定基準及び評価基準について、選定根拠である「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2011年改訂版）」（平成23年3月、千葉県環境生活部自然保護課）の記載に合わせ、相違点を修正した。	7-420 頁
表 7-2-10.5	7-412 頁	表 7-2-10.5 (2) ※表 7-2-10.4 と同様に⑦として、準備書提出後に発行された「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2019年改訂版）」（平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課）を追記した。	7-421 頁
表 7-2-10.6 表 7-2-10.8	7-413 頁 7-415 頁	表 7-2-10.6 表 7-2-10.8 ※⑦として、「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2019年改訂版）」（平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課）における指定状況を追記した。	7-422 頁 7-424 頁
表 7-2-10.8	7-415 頁	表 7-2-10.8 ※注釈を追記した。	7-424 頁
—	—	なお、 <u>底生動物のコシダカヒメモノアラガイについては、環境影響評価準備書において予測対象種としたが、同準備書に対する植物ならびに動物への知事意見を踏まえ、陸水生物についても外来種を整理したところ、「千葉県の外来生物初版（平成24（2012）年度）」（平成25年、千葉県）に掲載される外来種であることが明らかとなった。そのため、本評価書ではコシダカヒメモノアラガイを予測対象種から除外することとした。</u>	7-427 頁 11 行目
表 7-2-10.10	7-418 頁	表 7-2-10.10 ※⑦として、「千葉県の保護上重要な野生生物—千葉県レッドリスト—動物編（2019年改訂版）」（平成31年3月、千葉県環境生活部自然保護課）における指定状況を追記した。	7-427 頁
表 7-2-10.13 (14-45 頁に掲載)	7-421 頁	表 7-2-10.13 (14-45 頁に掲載)	7-430 頁
ア. 保全対策の実施 本事業では、 <u>工事排水及び施設排水について、以下の環境保全措置を講じる計画としている。これらの環境保全措置は、いずれも現施設や類似施設の環境保全措置として導入された対策であり、実行可能なものと評価する。</u> 【工事排水に係る環境保全措置】 ・ 工事中における雨水等による濁水を防止するた	7-422 頁 10 行目	ア. 対象事業実施区域内での保全対策事業の実施にあたっては、 <u>環境保全措置の検討の結果、実行可能なより良い技術等として、</u> 【雨水排水に関する環境保全措置】 ・ 工事中における雨水による濁水を防止するため、 <u>改変範囲内の雨水を集水のうへ、一旦、沈砂池に貯留し、濁りを沈降させた後、高谷川に排水する。</u> ・ <u>土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別</u>	7-431 頁 12 行目

<p>め、<u>工事区域内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留する。</u></p> <p>・<u>沈砂池に貯留した雨水は、濁りを沈降した後、高谷川へ放流する。</u></p> <p>・<u>工事排水の放流時には必要に応じて、水素イオン濃度及び濁度を測定し、問題の無いことを確認する。</u></p> <p>・<u>水素イオン濃度に問題が確認された場合は、中和処理を行った上で排水する。</u></p> <p>・<u>沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。</u></p> <p>・<u>工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。</u></p> <p>・<u>台風、集中豪雨等の激しい雨（50 mm/日以上）が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。</u></p> <p>【施設排水に係る環境保全措置】</p> <p>・<u>排水水質自主基準値は、法令を遵守するとともに、周辺の環境に対する影響をより低減するため、一部項目については法令に定められた規制値より低い値を設定している。</u></p> <p>・<u>プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域に排水する。</u></p> <p>・<u>ごみピット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。</u></p> <p>・<u>トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は合併処理浄化槽で処理した後、公共用水域に排水する。</u></p> <p>・<u>適切な排水濃度の管理のため、排水水質を定期的に測定する。</u></p>		<p>途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。(表7-2-2.7参照)</p> <p>・<u>沈砂池からの排水は水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。</u></p> <p>・<u>沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。</u></p> <p>・<u>工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。</u></p> <p>・<u>台風、集中豪雨時等の一時的な豪雨（50 mm/日以上）が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。</u></p> <p>・<u>汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じる。</u></p> <p>【湧出水排水に関する環境保全措置】</p> <p>・<u>湧出量を抑制するため、ごみピット設置等の工事により地下水位以下まで掘削する際は掘削範囲の遮水工等の対策を講じる。</u></p> <p>・<u>湧出水は、濁水処理施設により処理し排水する。(表7-2-2.7参照)</u></p> <p>・<u>濁水処理施設からの排水は水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。また、浮遊物質（SS）及び有害物質（砒素、ふっ素、鉛）については、掘削工事の着手前までに対象事業実施区域の土壌を用いて濁度との相関関係を求め、工事排水水質管理基準を満足できる濁度の目標値を設定して、濁度を指標に連続的に監視する。なお、濁度との相関関係が認められない有害物質については、月1回程度の頻度で定期的に水質分析を行い、工事排水水質管理基準に基づき排水水質を管理する。(表7-2-2.8参照)</u></p> <p>【施設排水に関する環境保全措置】</p> <p>・<u>施設排水は、排水の性状に応じた処理設備により処理し、一部項目については、法令に定められた規制値より低い自主基準値を遵守する。</u></p> <p>・<u>プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域に排水する。</u></p> <p>・<u>ごみピット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。</u></p> <p>・<u>トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は浄化槽で処理した後、公共用水域に排水する。</u></p> <p><u>を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。また、これらの環境保全措置は、いずれも現施設や類似施設の環境保全措置として導入された対策であり、実効が見込まれるものと評価する。</u></p>	
---	--	--	--

7-2-11 生態系

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 7-2-11.2	7-428 頁	表 7-2-11.2	7-437 頁
表 7-2-11.4 (1) (表中) ニホントカゲ	7-430 頁	表 7-2-11.4 (1) (表中) ヒガシニホントカゲ	7-439 頁
図 7-2-11.2 (図中) ニホントカゲ	7-432 頁	図 7-2-11.2 (図中) ヒガシニホントカゲ	7-441 頁

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
<p>ア. 生態系の保全へ及ぼす影響に対する適切な配慮</p> <p>予測の結果、施工時は地形の改変により「人工被覆地・芝地」が一時的に 2.02ha（現況でみられる「人工被覆地・芝地」の約 13%）消失するものの、事業の実施にあたっては、</p> <p>＜<u>区域内の緑化に係る環境保全措置</u>＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市環境保全条例に準じた緑化（対象事業実施区域面積の 20%以上）に努める。 ・工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保する。 ・生育が良好な既存の樹木を極力保全する。 ・植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮して適切な樹種の選定に努める。 <p>などの措置を講じることから、現況の類型区分は保全される。</p> <p>また、水域生態系に対しては、</p> <p>＜<u>工事排水に係る環境保全措置</u>＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中における雨水等による濁水を防止するため、<u>工事区域内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留する。</u> ・<u>沈砂池に貯留した雨水は、濁りを沈降した後、高谷川へ放流する。</u> ・<u>工事排水の放流時には必要に応じて、水素イオン濃度及び濁度を測定し、問題の無いことを確認する。</u> ・<u>水素イオン濃度に問題が確認された場合は、中和処理を行った上で排水する。</u> ・<u>沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。</u> ・<u>工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。</u> <p>・台風、集中豪雨等の激しい雨（50 mm/日以上）が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。</p> <p>＜<u>施設排水に係る環境保全措置</u>＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>排水水質自主基準値は、法令を遵守するとともに、周辺の環境に対する影響をより低減するため、一部項目については法令に定められた規制値より低い値を設定している。</u> ・<u>プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域へ放流する。</u> ・<u>ごみビット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。</u> ・<u>トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は合併処理浄化槽で処理した後、公共用水域へ放流する。</u> ・<u>適切な排水濃度の管理のため、排水水質を定期的に測定する。</u> <p>などの措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>	<p>7-435 頁 17 行目</p>	<p>ア. 生態系の保全へ及ぼす影響に対する適切な配慮</p> <p>予測の結果、施工時は地形の改変により「人工被覆地・芝地」が一時的に 2.02ha（現況でみられる「人工被覆地・芝地」の約 13%）消失するものの、事業の実施にあたっては、</p> <p>【<u>対象事業実施区域内の緑化に関する環境保全措置</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市環境保全条例に準じた緑化（対象事業実施区域面積の 20%以上）に努める。 ・工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保する。 ・生育が良好な既存の樹木を極力保全する。 ・植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮して、<u>周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種も視野に入れながら、適切に選定するよう努める。</u> <p>を講じることにより、生態系の保全へ及ぼす影響に対する適切な配慮がなされているものと評価する。</p> <p>また、水域生態系に対しては、</p> <p>【<u>雨水排水に関する環境保全措置</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中における雨水による濁水を防止するため、<u>改変範囲内の雨水を集水のうえ、一旦、沈砂池に貯留し、濁りを沈降させた後、高谷川に排水する。</u> ・<u>土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、濁水処理施設により処理し排水する。（表 7-2-2.7 参照）</u> ・<u>沈砂池からの排水は水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。</u> ・<u>沈砂池容量を確保するために、必要に応じて堆砂を除去する。</u> ・<u>工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。</u> <p>・台風、集中豪雨時等の一時的な豪雨（50 mm/日以上）が予想される場合には、必要に応じて造成面をシートで覆うことや土嚢の設置等による濁水流出防止対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>汚染土壌を仮置きした際の雨水の地下浸透や汚染土壌に触れた濁水の流出を防止するため、必要に応じて遮水シート等による濁水流出防止対策を講じる。</u> <p>【<u>湧出水排水に関する環境保全措置</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>湧出量を抑制するため、ごみビット設置等の工事により地下水位以下まで掘削する際は掘削範囲の遮水工等の対策を講じる。</u> ・<u>湧出水は、濁水処理施設により処理し排水する。（表 7-2-2.7 参照）</u> ・<u>濁水処理施設からの排水は水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。また、浮遊物質量（SS）及び有害物質（砒素、ふっ素、鉛）については、掘削工事の着手前までに対象事業実施区域の土壌を用いて濁度との相関関係を求め、工事排水水質管理基準を満足できる濁度の目標値を設定して、濁度を指標に連続的に監視する。なお、濁度との相関関係が認められない有害物質については、月 1 回程度の頻度で定期的に水質分析を行い、工事排水水質管理基準に基づき排水水質を管理する。（表 7-2-2.8 参照）</u> <p>【<u>施設排水に関する環境保全措置</u>】</p>	<p>7-444 頁 19 行目</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・施設排水は、排水の性状に応じた処理設備により処理し、一部項目については、法令に定められた規制値より低い自主基準値を遵守する。 ・プラント排水及び洗車排水は集水し、排水処理を行った後、一部を施設内で再利用し、公共用水域に排水する。 ・ごみピット汚水は燃焼室吹込み等により処理する。 ・トイレ、厨房及び浴室等の生活排水は浄化槽で処理した後、公共用水域に排水する。 <p>を講じることにより、生態系の保全へ及ぼす影響に対する適切な配慮がなされているものと評価する。</p>	
--	--	---	--

7-2-12 景観

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 7-2-12.3 (表中) 野鳥の楽園	7-440 頁	表 7-2-12.3 (表中) 行徳近郊緑地 ※行徳野鳥観察舎についての記載を削除した。	7-450 頁
主に高架道路とその上空が視認されていた部分に新施設が出現するため、眺望景観の変化は大きい <u>が、手前に視認できる堤防法面の草地や江戸川水面等の自然的な構成要素を遮ることはなく、同程度の大きさの現施設が現況で存在しているため、景観の印象が大きく変わることはないものと予測する。</u>	7-469 頁 26 行目	<u>以上のことから、主に高架道路とその上空が視認されていた部分に新施設が出現するため、新施設全体を視認できる範囲では、眺望景観が変化するものと予測する。</u>	7-479 頁 26 行目
新施設の存在が、江戸川対岸からの主な景観資源である江戸川水面や河川敷を遮ることはなく、また、その他の地点からの眺望状況の変化は小さいことから、地域の景観特性に与える影響は小さく、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。	7-495 頁 11 行目	対象事業実施区域周辺地域のうち、新施設を大きく眺望可能な範囲は江戸川対岸に限られ、その他の地域からは現施設、工場、倉庫、送電鉄塔、高架道路などに遮られて新施設を大きく眺望することはできない。そのため、新施設の存在が地域の眺望景観に及ぼす影響が生じる範囲は新施設全体を視認できる江戸川対岸の範囲に限られるものと評価する。 <u>江戸川対岸地域に及ぼす新施設の存在による景観変化の影響についても、上記のとおり景観配慮を講じることにより低減されるものと評価する。</u> <u>以上のことから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</u>	7-505 頁 12 行目

7-2-13 人と自然との触れ合いの活動の場

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
現地踏査により調査した。	7-496 頁 8 行目	現地調査により把握した。	7-506 頁 8 行目
西側に位置する江戸川水面及び江戸川堤防(左岸側)とした。	7-496 頁 16 行目	西側に位置する江戸川左岸堤防及び江戸川水面・水際とした。	7-506 頁 16 行目
既存資料及び現地踏査により、	7-496 頁 20 行目	現地踏査により、	7-506 頁 20 行目
調査地点の利用者数	7-496 頁 22 行目	既存資料調査及び現地調査により調査地点の利用者数	7-506 頁 22 行目
現地調査は、人と自然との触れ合いの活動の場の概況の調査結果を踏まえて、表 7-2-13.1 に示すとおり、利用者の多い時期	7-496 頁 24 行目	調査期間を表 7-2-13.1 に示す。現地踏査は春季と秋季に各 1 回実施した。現地調査は、利用者の多い時期	7-506 頁 24 行目
表 7-2-13.1 (14-46 頁に掲載)	7-496 頁	表 7-2-13.1 (14-46 頁に掲載)	7-506 頁
江戸川水面における、潮干狩り及び船釣りでの利用状況	7-498 頁 5 行目	江戸川左岸堤防上サイクリングロード及び江戸川水面・水際の利用状況	7-508 頁 5 行目

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
図 7-2-13.2	7-498 頁	図 7-2-13.2 ※サイクリング、ジョギングでの利用状況の写真を追加した。	7-508 頁
—	—	(ア) 既存資料調査 ※江戸川水面及び堤防等の利用状況を追記した。 (14-46 頁に掲載)	7-509 頁 2 行目
—	—	(イ) 現地調査 ※江戸川左岸堤防上サイクリングロード利用状況調査結果を、現地調査結果として区別した。	7-509 頁 10 行目
サイクリングロードがある。	7-500 頁 17 行目	サイクリングロード及び江戸川水面・水際がある。	7-511 頁 17 行目

7-2-14 廃棄物

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
表 7-2-14.1	7-503 頁	表 7-2-14.1	7-514 頁
表 7-2-14.2	7-503 頁	表 7-2-14.2	7-514 頁
表 7-2-14.5	7-505 頁	表 7-2-14.5	7-516 頁
表 7-2-14.6	7-505 頁	表 7-2-14.6	7-516 頁
(表中) ガラス及び陶器くず 廃プラスチック		(表中) ガラスくず及び陶磁器くず 廃プラスチック類	
廃棄物の排出量	7-508 頁 3 行目	廃棄物の発生量	7-519 頁 4 行目
・焼却灰は路盤材等への再資源化または最終処分とする。 ・飛灰処理物は最終処分を基本とし、今後の飛灰再資源化の動向により再資源化する。 ・がれき、石等の焼却不適物は最終処分とする。 ・ガラス、陶磁器等の不燃物は最終処分とする。	7-508 頁 7 行目	・焼却灰は路盤材等への再資源化に努め、最終処分量の抑制を図る。 ・飛灰処理物は最終処分を基本とし、今後の動向により再資源化を図る。 ・焼却不適物及び不燃物は最終処分を基本とし、今後の動向により再資源化を図る。	7-519 頁 8 行目

7-2-15 残土

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
残土の排出量	7-510 頁 3 行目 11 行目	残土の搬出量	7-521 頁 4 行目 13 行目

7-2-16 温室効果ガス

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
イ. 予測方法 (14-47 頁に掲載)	7-511 頁 14 行目	イ. 予測方法 (14-47 頁に掲載)	7-522 頁 14 行目
—	—	ウ. 予測式 (14-47 頁に掲載)	7-523 頁 2 行目
ウ. 予測条件 (14-48 頁に掲載)	7-511 頁 20 行目	エ. 予測条件 (14-48 頁に掲載)	7-523 頁 4 行目
④ 予測結果 (14-49 頁に掲載)	7-512 頁 2 行目	④ 予測結果 (14-50 頁に掲載)	7-524 頁 1 行目
外部から供給される電気使用量	7-513 頁 7 行目	外部から供給される化石燃料由来の電気使用量	7-525 頁 8 行目
温室効果ガスの発生量	7-513 頁 9 行目	温室効果ガスの排出量	7-525 頁 10 行目
温室効果ガスの発生を	7-513 頁 12 行目	温室効果ガスの排出を	7-526 頁 2 行目

第 8 章 環境の保全のための措置

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
<p>本事業の計画段階で配慮した環境保全措置は、以下のとおりである。</p> <p>※以下、各環境影響評価項目の評価に記した環境保全措置を列挙した。</p>	<p>8-1 頁 ～ 8-10 頁</p>	<p>本事業の環境影響評価の過程において検討し、講ずることとした環境保全措置を以下に示す。</p> <p>なお、環境保全措置の検討にあたっては、複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、環境影響ができる限り回避され、または低減されているかどうかを検証した。また、環境保全措置の効果の不確実性及び環境保全措置の実施に伴う他の環境要素の影響の増加の有無についても検討を行った。今後、事業実施にあたり、環境保全措置を講ずる際には、その時点における実行可能なより良い技術の導入に留意するものとする。</p> <p>※以下、各環境影響評価項目の評価に記した環境保全措置を、上記の考え方に基づき表 8-1.1 から表 8-16.1 に整理した。</p>	<p>8-1 頁 ～ 8-12 頁</p>

第 9 章 監視計画

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
<p>事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合などについて、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講じることで環境影響を回避し、または低減することを目的として実施する。</p> <p>なお、事後調査は、「千葉県環境影響評価条例」(平成 10 年 6 月 19 日条例第 26 号)第 39 条(事後調査等の実施)に基づく調査であり、事後調査とは別に事業者が自主的に行う監視としてモニタリング調査を実施する計画である。</p>	<p>9-1 頁 3 行目</p>	<p>本事業では、予測条件として用いた工事計画、施設計画等に未確定なものがあるため、予測の不確実性が大きいおそれがある。そこで、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するため、事後調査を実施する。また、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講じることで環境影響を回避し、または低減する。</p> <p>なお、事後調査は、「千葉県環境影響評価条例」(平成 10 年 6 月 19 日条例第 26 号)第 39 条(事後調査等の実施)に基づく調査である。</p>	<p>9-1 頁 3 行目</p>
<p>表 9-2.1 (14-51 頁に掲載)</p>	<p>9-1 頁</p>	<p>表 9-2.1 (14-51 頁に掲載)</p>	<p>9-1 頁</p>
<p>供用時における事後調査の項目及び方法等は、表 9-2.2 に示すとおりである。</p>	<p>9-2 頁 2 行目</p>	<p>供用時における事後調査は施設の稼働が定常となった時期から 1 年間実施する。事後調査の項目及び方法等は、表 9-2.2 に示すとおりである。</p>	<p>9-2 頁 2 行目</p>
<p>表 9-2.2</p>	<p>9-2 頁</p>	<p>表 9-2.2 ※表中に超低周波音の項目を追記した。</p>	<p>9-2 頁</p>
<p>9-3 モニタリング調査の項目及び方法</p>	<p>9-3 頁</p>	<p>※項目を削除した。</p>	<p>—</p>

第 10 章 環境影響の総合的な評価

第 10 章では、各環境影響評価項目の調査結果、予測結果、環境保全措置及び評価結果の抜粋を表形式に整理した。修正箇所及び内容は、第 7 章及び第 8 章と同様であるため、詳細については省略した。

全般

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
図 2-3. 2	2- 3 頁	図 2-3. 2	2- 3 頁
図 2-3. 14	2-34 頁	図 2-3. 14	2-35 頁
図 3-1. 1	3- 3 頁	図 3-1. 1	3- 3 頁
図 3-1. 11	3-22 頁	図 3-1. 11	3-22 頁
図 3-1. 12	3-30 頁	図 3-1. 12	3-30 頁
図 3-1. 13	3-32 頁	図 3-1. 13	3-32 頁
図 3-1. 14	3-35 頁	図 3-1. 14	3-35 頁
図 3-1. 15	3-37 頁	図 3-1. 15	3-37 頁
図 3-1. 16	3-40 頁	図 3-1. 16	3-40 頁
図 3-1. 17	3-42 頁	図 3-1. 17	3-42 頁
図 3-1. 20	3-49 頁	図 3-1. 20	3-49 頁
図 3-1. 22	3-54 頁	図 3-1. 22	3-54 頁
図 3-1. 23	3-56 頁	図 3-1. 23	3-56 頁
図 3-1. 26	3-73 頁	図 3-1. 26	3-73 頁
図 3-1. 28	3-96 頁	図 3-1. 28	3-97 頁
図 3-1. 29	3-98 頁	図 3-1. 29	3-99 頁
図 3-1. 30	3-100 頁	図 3-1. 30	3-101 頁
図 3-2. 4	3-114 頁	図 3-2. 4	3-115 頁
図 3-2. 5	3-116 頁	図 3-2. 5	3-117 頁
図 3-2. 6 (1)	3-121 頁	図 3-2. 6 (1)	3-122 頁
図 3-2. 6 (2)	3-122 頁	図 3-2. 6 (2)	3-123 頁
図 3-2. 6 (3)	3-123 頁	図 3-2. 6 (3)	3-124 頁
図 3-2. 7	3-151 頁	図 3-2. 7	3-152 頁
図 3-2. 8	3-157 頁	図 3-2. 8	3-158 頁
図 3-2. 9	3-159 頁	図 3-2. 9	3-160 頁
図 7-2-1. 1	7-14 頁	図 7-2-1. 1	7-14 頁
図 7-2-1. 7	7-33 頁	図 7-2-1. 7	7-33 頁
図 7-2-1. 10	7-43 頁	図 7-2-1. 10	7-43 頁
図 7-2-1. 15	7-60 頁	図 7-2-1. 15	7-60 頁
図 7-2-1. 32 (1)	7-124 頁	図 7-2-1. 32 (1)	7-126 頁
図 7-2-1. 32 (2)	7-125 頁	図 7-2-1. 32 (2)	7-127 頁
図 7-2-1. 32 (3)	7-126 頁	図 7-2-1. 32 (3)	7-128 頁
図 7-2-1. 32 (4)	7-127 頁	図 7-2-1. 32 (4)	7-129 頁
図 7-2-1. 32 (5)	7-128 頁	図 7-2-1. 32 (5)	7-130 頁
図 7-2-4. 5	7-209 頁	図 7-2-4. 5	7-214 頁
図 7-2-5. 5	7-268 頁	図 7-2-5. 5	7-273 頁
図 7-2-6. 2	7-299 頁	図 7-2-6. 2	7-304 頁
図 7-2-12. 1	7-438 頁	図 7-2-12. 1	7-449 頁
		※使用している地図を「国土地理院発行の1:50,000 地形図」から「国土地理院の電子地形図(タイル)」 へと変更した。	

準備書の記載内容	頁・行	評価書の記載内容	頁・行
事業者により実行可能な範囲内で、	7-30 頁 4 行目 7-57 頁 4 行目 7-134 頁 4 行目 7-146 頁 7 行目 7-180 頁 9 行目 7-189 頁 3 行目 7-206 頁 4 行目 7-223 頁 4 行目 7-238 頁 4 行目 7-248 頁 4 行目 7-265 頁 4 行目 7-281 頁 4 行目 7-293 頁 4 行目 7-310 頁 4 行目 7-344 頁 12 行目 7-369 頁 3 行目 7-404 頁 3 行目 7-422 頁 3 行目 7-435 頁 11 行目 7-495 頁 3 行目 7-501 頁 3 行目 7-506 頁 3 行目 7-508 頁 3 行目 7-510 頁 3 行目 7-513 頁 3 行目	<u>環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、事業者により実行可能な範囲内で、</u>	7-30 頁 4 行目 7-57 頁 4 行目 7-137 頁 4 行目 7-151 頁 3 行目 7-185 頁 9 行目 7-194 頁 3 行目 7-211 頁 4 行目 7-228 頁 4 行目 7-243 頁 4 行目 7-253 頁 4 行目 7-270 頁 4 行目 7-286 頁 4 行目 7-298 頁 4 行目 7-315 頁 4 行目 7-349 頁 12 行目 7-375 頁 3 行目 7-412 頁 3 行目 7-432 頁 3 行目 7-445 頁 11 行目 7-506 頁 3 行目 7-513 頁 3 行目 7-518 頁 3 行目 7-520 頁 3 行目 7-522 頁 3 行目 7-526 頁 3 行目

準備書 (2-20 頁)

表 2-3.9 主要設備機器及びその内容

設備名称	機器名称	数量	仕様等
受入供給設備	ごみ計量機	4基	ロードセル式
	ごみピット	1基	水密鉄筋コンクリート造
	ごみクレーン	2基	天井走行クレーン
	可燃性粗大ごみ切断機	1基	堅型切断機
燃焼設備	ごみホッパ	3基	鋼板溶接製
	給じん装置	3基	水平型往復動式
	焼却炉	3基	ストーカ式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	3基	自然循環式水管ボイラ
	ボイラ給水ポンプ	6基	横型多段渦巻式等
	蒸気復水器	1基	強制空冷式等
	脱気器	2基	蒸気加熱スプレー式
余熱利用設備	純水装置	1基	イオン交換式等
	蒸気タービン	1基	抽気復水蒸気タービン方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器	3基	バグフィルタ
	有害ガス除去装置	3基	乾式法
	窒素酸化物除去装置	3基	無触媒脱硝方式
通風設備	押込送風機	3基	ターボ送風機
	誘引送風機	3基	ターボ送風機
	煙突	1基	コンクリート製外筒1基 (鋼製内筒3基)
	灰押出装置	3基	油圧押出往復動方式
灰出し設備	灰ビット	1基	水密鉄筋コンクリート造
	灰クレーン	2基	天井走行クレーン
	飛灰処理装置	1式	薬劑処理方式
給水設備	ポンプ類	1式	横型渦巻式等
	クーリングタワー	2基	強制通風式
排水処理設備	排水処理設備	1式	ごみビット排水：高温酸化処理 有機系排水：生物学的処理 無機系排水：物理化学的処理
雑設備	空気圧縮機	2基	自動アンロード式
	計装用空気圧縮機	2基	自動アンロード式
	脱臭装置	1基	吸着方式

評価書 (2-21 頁)

表 2-3.10 主要設備機器及びその内容

設備名称	機器名称	数量	仕様等
受入供給設備	ごみ計量機	4基	ロードセル式
	ごみピット	1基	水密性鉄筋コンクリート造
	ごみクレーン	2基	天井走行クレーン
	可燃性粗大ごみ切断機	1基	堅型切断機
燃焼設備	ごみ投入ホッパ	3基	鋼板溶接製
	給じん装置	3基	水平型往復動式
	焼却炉	3基	ストーカ式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	3基	自然循環式水管ボイラ
	ボイラ給水ポンプ	6基	横軸多段遠心ポンプ等
	低圧蒸気復水器	1基	強制空冷式等
	脱気器	2基	蒸気加熱スプレー式
余熱利用設備	純水装置	1基	イオン交換式等
	蒸気タービン	1基	抽気復水蒸気タービン方式
排ガス処理設備	蒸気タービン発電機	1基	三相交流同期発電機
	ろ過式集じん器	3基	バグフィルタ
	有害ガス除去設備	3基	乾式法
通風設備	脱硝設備	3基	無触媒脱硝方式
	誘引送風機	3基	ターボ式
灰出設備	押込送風機	3基	ターボ式
	煙突	1基	コンクリート製外筒1基 (鋼製内筒3基)
	灰押出装置	3基	油圧押出往復動方式等
	灰ビット	1基	水密性鉄筋コンクリート造
給水設備	灰クレーン	2基	天井走行クレーン
	飛灰処理設備	1式	薬劑処理方式
	ポンプ類	1式	横型渦巻式等
排水処理設備	機器冷却水冷却塔	2基	強制通風式
	排水処理設備	1式	ごみビット排水：高温酸化処理 有機系排水：生物学的処理 無機系排水：物理化学的処理
雑設備	雑用空気圧縮機	2基	無給油式スクリー型コンプレッサ
	計装用空気圧縮機	2基	無給油式スクリー型コンプレッサ
	脱臭設備	1基	吸着方式等

準備書 (2-22 頁)

表 2-3.10 主要設備機器及びその内容

設備名称	機器名称	数量	仕様等
受入供給設備	ゴミピット	1基	鉄筋コンタリート造
	不燃ゴミクレーン	1基	天井走行クレーン
破碎設備	破碎機	1基	低速回転破碎機
	破碎機	1基	高速回転破碎機
搬送設備	搬送用コンベヤ装置	1式	ベルトコンベヤ等
選別設備	磁力選別機	2基	吊下ベルト方式
	アルミ選別機	1基	永久磁石回転式
	粒度選別機	1基	回転式選別機等
貯留設備	鉄貯留ホッパ	1基	溶接鋼板製
	アルミ貯留ホッパ	1基	溶接鋼板製
	不燃物貯留ホッパ	2基	溶接鋼板製
集じん設備	遠心力式集じん器	1基	サイクロン
	ろ過式集じん器	1基	バグフィルタ

評価書 (2-23 頁)

表 2-3.11 主要設備機器及びその内容

設備名称	機器名称	数量	仕様等
受入供給設備	不燃ゴミピット	1基	水密性鉄筋コンクリート造
	不燃ゴミクレーン	1基	天井走行クレーン
破碎設備	低速回転破碎機	1基	多軸回転破碎機
	高速回転破碎機	1基	スイングハンマ式等
搬送設備	搬送用コンベヤ装置	1式	ベルトコンベヤ等
選別設備	磁力選別機	2基	吊下ベルト方式
	アルミ選別機	1基	永久磁石回転式
	粒度選別機	1基	回転式選別機等
貯留設備	鉄貯留ホッパ	1基	溶接鋼板製
	アルミ貯留ホッパ	1基	溶接鋼板製
	不燃物貯留ホッパ	2基	溶接鋼板製
集じん設備	遠心力式集じん器	1基	サイクロン
	ろ過式集じん器	1基	バグフィルタ

準備書 (2-35 頁)

表 2-3.26 工事工程表

項目	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
設計	■				
建設工事		■			
試運転				■	
供用開始					○

評価書 (2-36 頁)

表 2-3.27 工事工程表

項目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目
設計	■					
建設工事		■				
試運転					■	
供用開始						○

準備書 (3-150 頁)

表 3-2.44 鳥獣保護区等の指定状況

単位：ha

区分	名称	面積	期間
県指定鳥獣保護区	行徳鳥獣保護区	56	平成 21 年 11 月 1 日～ 平成 31 年 10 月 31 日
特定猟具使用禁止区域 (銃器)	千葉特定猟具使用禁止区域 (銃器)	27,480	平成 29 年 11 月 1 日～ 平成 39 年 10 月 31 日
	東葛飾・市川船橋浦安沖 特別区特定猟具使用禁止区域 (銃器)	52,050	平成 29 年 11 月 1 日～ 平成 39 年 10 月 31 日
	東京都特別区特定猟具使用禁止区域 (銃器)	53,734	平成 23 年 11 月 1 日～ 平成 43 年 10 月 31 日

出典：「平成 29 年度千葉県鳥獣保護区等位置図 (北部地区)」(千葉県ホームページ)
「平成 29 年度東京都鳥獣保護区等位置図」(東京都ホームページ)

評価書 (3-151 頁)

表 3-2.44 鳥獣保護区等の指定状況

千葉県 平成30年11月 1日現在
東京都 平成30年 10月現在
単位：ha

区分	名称	面積	期間
県指定鳥獣保護区	行徳鳥獣保護区	56	平成21年11月1日～ 平成31年10月31日
特定猟具使用禁止区域 (銃器)	千葉特定猟具使用禁止区域 (銃器)	27,480	平成29年11月1日～ 平成39年10月31日
	東葛飾・市川船橋浦安沖 特定猟具使用禁止区域 (銃器)	52,050	平成29年11月1日～ 平成39年10月31日
	東京都特別区特定猟具使用禁止区域 (銃器)	53,734.5	平成23年11月1日～ 平成43年10月31日

出典：「鳥獣保護区一覧」(千葉県ホームページ)
「特定猟具使用禁止区域・指定猟法禁止区域一覧」(千葉県ホームページ)
「平成 30 年度東京都鳥獣保護区等位置図」(東京都ホームページ)

準備書 (7-118 頁)

b. 拡散パラメータ

拡散パラメータは、建物等によって煙が初期の拡がりを持つとした次式により求めた。

$$\sum_y (\sigma_y^2 + CA/\pi)^{1/2}$$

$$\sum_z (\sigma_z^2 + CA/\pi)^{1/2}$$

ここで、A : 建物等の風向方向の投影面積 (m²)

C : 形状係数

評価書 (7-119 頁)

b. 拡散パラメータ

拡散パラメータは、「(ア) 大気安定度不安定時」と同様とした。

準備書 (7-120 頁)

表 7-2-1.51 バックグラウンド濃度

項目	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	ダイオキシン類	水銀
	ppm	ppm	mg/m ³	pg-TEQ/m ³	μgHg/m ³
現地調査結果	0.001	0.022	0.015	0.022	0.001

評価書 (7-121 頁)

表 7-2-1.51 バックグラウンド濃度

項目	二酸化硫黄	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	ダイオキシン類	水銀
	ppm	ppm	mg/m ³	pg-TEQ/m ³	μgHg/m ³
最大着地濃度地点	0.001	0.022	0.015	0.022	0.001
E1	0.001	0.022	0.015	0.022	0.001
E2	0.000	0.019	0.014	0.019	0.001
E3	0.001	0.020	0.014	0.021	0.001
E4	0.001	0.022	0.014	0.025	0.003
E5	0.001	0.015	0.014	0.018	0.001
外環道沿道地点	—	0.022*	0.015*	—	—

※外環道沿道地点のバックグラウンド濃度については、外環道による寄与濃度を考慮し、必要に応じて加算する必要がある。ただし、今回の予測では現地調査結果と同じ値となっている。理由はそれぞれ以下のとおりである。

窒素酸化物：外環道環境予測記者発表資料には二酸化窒素としての寄与濃度のみが記載されており、そのままバックグラウンド濃度に加算することができない。このため、窒素酸化物から二酸化窒素へ変換する際に加算する。(変換方法の詳細は 7-131 頁参照)

浮遊粒子状物質：外環道環境予測記者発表資料では、外環道沿道では最大 0.0002mg/m³ の寄与が発生するとされている。したがって、外環道沿道地点では上表のバックグラウンド濃度に 0.0002mg/m³ を加算する必要があるが加算しても四捨五入の関係で同じ値となる。

準備書 (7-123 頁)

表 7-2-1.55 廃棄物焼却施設の稼働による大気質の予測結果（長期平均濃度、年平均値）

項目	単位	最大着地濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	環境濃度予測結果 (A+B)	付加率 (A / (A+B) × 100)
二酸化硫黄	ppm	0.00050	0.001	0.0015	33.3
窒素酸化物	ppm	0.00091	0.022	0.0229	4.0
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.00020	0.015	0.0152	1.3
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.00101	0.022	0.0230	4.4
水銀	μgHg/m ³	0.00030	0.001	0.0013	23.1

注 最大着地濃度地点の出現距離は1.2km、出現方向は北東である。

評価書 (7-125 頁)

表 7-2-1.55 廃棄物焼却施設の稼働による大気質の予測結果

項目	単位	地点	着地濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)	環境濃度予測結果 (A+B)	寄与率 (A / (A+B) × 100)
二酸化硫黄	ppm	最大着地濃度地点	0.00050	0.001	0.0015	33.3
		E1	0.00009	0.001	0.0011	8.3
		E2	0.00007	0.000	0.0001	100.0
		E3	0.00034	0.001	0.0013	25.4
		E4	0.00010	0.001	0.0011	9.1
		E5	0.00016	0.001	0.0012	13.8
窒素酸化物	ppm	最大着地濃度地点	0.00091	0.022	0.0229	4.0
		E1	0.00015	0.022	0.0222	0.7
		E2	0.00013	0.019	0.0191	0.7
		E3	0.00061	0.020	0.0206	3.0
		E4	0.00018	0.022	0.0222	0.8
		E5	0.00029	0.015	0.0153	1.9
浮遊粒子状物質	mg/m ³	最大着地濃度地点	0.00020	0.015	0.0152	1.3
		E1	0.00003	0.015	0.0150	0.2
		E2	0.00003	0.014	0.0140	0.2
		E3	0.00014	0.014	0.0141	1.0
		E4	0.00004	0.014	0.0140	0.3
		E5	0.00007	0.014	0.0141	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	最大着地濃度地点	0.00101	0.022	0.0230	4.4
		E1	0.00017	0.022	0.0222	0.8
		E2	0.00014	0.019	0.0191	0.7
		E3	0.00068	0.021	0.0217	3.1
		E4	0.00020	0.025	0.0252	0.8
		E5	0.00032	0.018	0.0183	1.7
水銀	μgHg/m ³	最大着地濃度地点	0.00030	0.001	0.0013	23.1
		E1	0.00005	0.001	0.0011	4.8
		E2	0.00004	0.001	0.0010	3.8
		E3	0.00020	0.001	0.0012	16.7
		E4	0.00006	0.003	0.0031	2.0
		E5	0.00010	0.001	0.0011	9.1

注 最大着地濃度地点の出現距離は1.2km、出現方向は北東である。

準備書 (7-129 頁)

【変換式】

$$\begin{aligned} \cdot \text{二酸化窒素予測濃度 (年平均値)} &= 0.2199 x^{0.6775} \\ &= 0.0170\text{ppm} \end{aligned}$$

ここで、 x : 窒素酸化物予測濃度 (年平均値 0.0229ppm)

評価書 (7-131 頁)

【変換式】

$$\cdot \text{二酸化窒素予測濃度 (年平均値)} = 0.2199 x^{0.6775} \dots (A)$$

ここで、 x : 窒素酸化物予測濃度

注 外環道沿道地点での二酸化窒素濃度について

外環道による窒素酸化物の寄与濃度を考慮するにあたり、参考資料中では窒素酸化物濃度が掲載されておらず、二酸化窒素濃度のみの予測となっている。このため、外環道沿道地点での二酸化窒素濃度については、現地調査結果およびこれまでの予測計算結果から

・二酸化窒素のバックグラウンド濃度・・・①

・本事業による二酸化窒素の寄与濃度・・・②

を新たに設定し、上記①、②と

・外環道による二酸化窒素の寄与濃度・・・③

の和として求めることとした。

各値の設定根拠を以下に整理する。

- ① 二酸化窒素のバックグラウンド濃度：対象事業実施区域で実施した現地調査結果 (E1) の四季平均濃度 (0.017ppm)
- ② 本事業による二酸化窒素の寄与濃度：外環道沿道地点での窒素酸化物の予測結果のうち、環境濃度予測結果 (0.0225ppm) とバックグラウンド濃度 (0.022ppm) を(A)式により二酸化窒素濃度に変換し、差し引きした値 (0.0168ppm-0.0166ppm=0.0002ppm)
- ③ 外環道による二酸化窒素の寄与濃度：参考資料における外環道沿道での最大寄与濃度 (0.002ppm)

準備書 (7-129 頁)

表 7-2-1.56 廃棄物焼却施設の稼働による大気質の予測結果

項目	単位	予測結果の年平均値	日平均値の年間 98% 値 または 2% 除外値	千葉県環境目標値 または環境基準値
二酸化硫黄	ppm	0.0015	0.004	1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下
二酸化窒素	ppm	0.0170	0.039	日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0152	0.039	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下

評価書 (7-132 頁)

表 7-2-1.56 廃棄物焼却施設の稼働による大気質の予測結果

項目	単位	地点	予測結果の年平均値	日平均値の年間 98% 値 または 2% 除外値	千葉県環境目標値 または環境基準値
二酸化硫黄	ppm	最大着地濃度地点	0.0015	0.004	【環境基準値】 1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下
		E1	0.0011	0.003	
		E2	0.0001	0.002	
		E3	0.0013	0.003	
		E4	0.0011	0.003	
		E5	0.0012	0.003	
二酸化窒素	ppm	最大着地濃度地点	0.0170	0.039	【千葉県環境目標値】 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm 以下 【環境基準値】 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで のゾーン内又はそれ以下
		E1	0.0167	0.039	
		E2	0.0151	0.036	
		E3	0.0158	0.038	
		E4	0.0167	0.039	
		E5	0.0130	0.033	
浮遊粒子状物質	mg/m ³	最大着地濃度地点	0.0152	0.039	【環境基準値】 1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
		E1	0.0150	0.039	
		E2	0.0140	0.037	
		E3	0.0141	0.037	
		E4	0.0140	0.037	
		E5	0.0141	0.037	
		外環道沿道地点	0.0151	0.039	

準備書 (7-133 頁)

表 7-2-1.62 廃棄物焼却施設の稼働による大気質の予測結果及び参照値（短期高濃度）

区分	ケース		大気安定度 不安定時	上層逆転層 発生時	接地逆転層 崩壊時	ダウン ウォッシュ時	ダウン ドラフト時	参照値
	項目	単位						
最大環境濃度	二酸化硫黄	ppm	0.0130 (0.0050)	0.0150 (0.0070)	0.0380 (0.0300)	0.0090 (0.0010)	0.0133 (0.0053)	1時間値が 0.1ppm以下 ^{※1}
	窒素酸化物	ppm	0.0760 (0.0090)	0.0797 (0.0127)	0.1210 (0.0540)	0.0688 (0.0018)	0.0767 (0.0097)	—
	二酸化窒素	ppm	0.0384	0.0396	0.0526	0.0359	0.0386	1時間値が0.1 ~0.2ppm以下 ^{※2}
	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0780 (0.0020)	0.0788 (0.0028)	0.0880 (0.0120)	0.0763 (0.0003)	0.0782 (0.0022)	1時間値が 0.20mg/m ³ 以下 ^{※1}
	塩化水素	ppm	0.0040 (0.0030)	0.0052 (0.0042)	0.0190 (0.0180)	0.0016 (0.0006)	0.0042 (0.0032)	1時間値が 0.02ppm以下 ^{※3}
出現条件	大気安定度	—	A	D	Strong Inversion	C	A	—
	風速	m/s	1.0	2.9 (煙突頂部 実測値)	1.0	18.4	1.0	

※1 環境基準値。

※2 二酸化窒素については、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（昭和53年3月、中央公害対策審議会答申）に示される短期暴露指針値（0.1~0.2ppmを超えないこと）を参照値として設定した。

※3 塩化水素については、環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月環大規第136号）において排出基準を定める際に示された目標環境濃度（0.02ppm）を参照値として設定した。

注1 は全ての予測値の中の最大値を示す。

注2 （ ）内は最大付加濃度を示す。

注3 バックグラウンド濃度は、対象事業実施区域における現地調査結果の最大値とした。

評価書 (7-136 頁)

表 7-2-1.62 廃棄物焼却施設の稼働による大気質の予測結果及び参照値（短期高濃度）

区分	ケース		大気安定度 不安定時	上層逆転層 発生時	接地逆転層 崩壊時	ダウン ウォッシュ時	ダウン ドラフト時	参照値
	項目	単位						
最大環境濃度	二酸化硫黄	ppm	0.0130 (0.0050)	0.0150 (0.0070)	0.0380 (0.0300)	0.0090 (0.0010)	0.0133 (0.0053)	1時間値が 0.1ppm以下 ^{※1}
	窒素酸化物	ppm	0.2770 (0.0090)	0.2807 (0.0127)	0.3220 (0.0540)	0.2698 (0.0018)	0.2777 (0.0097)	—
	二酸化窒素	ppm	0.0922	0.0930	0.1020	0.0905	0.0923	1時間値が0.1 ~0.2ppm以下 ^{※2}
	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0780 (0.0020)	0.0788 (0.0028)	0.0880 (0.0120)	0.0763 (0.0003)	0.0782 (0.0022)	1時間値が 0.20mg/m ³ 以下 ^{※1}
	塩化水素	ppm	0.0040 (0.0030)	0.0052 (0.0042)	0.0190 (0.0180)	0.0016 (0.0006)	0.0042 (0.0032)	1時間値が 0.02ppm以下 ^{※3}
出現条件	大気安定度	—	A	D	Strong Inversion	C	A	—
	風速	m/s	1.0	2.9 (煙突頂部 実測値)	1.0	18.4	1.0	

※1 環境基準値。

※2 二酸化窒素については、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（昭和53年3月、中央公害対策審議会答申）に示される短期暴露指針値（0.1~0.2ppmを超えないこと）を参照値として設定した。

※3 塩化水素については、環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月環大規第136号）において排出基準を定める際に示された目標環境濃度（0.02ppm）を参照値として設定した。

注1 は全ての予測値の中の最大値を示す。

注2 （ ）内は最大付加濃度を示す。

注3 バックグラウンド濃度は、対象事業実施区域における現地調査結果の最大値とした。

準備書 (7-144 頁)

⑤ 予測条件

ア. 水素イオン濃度

工事排水に対する環境保全措置の実施を予測条件とした。

イ. 浮遊物質量

(ア) 濁水発生面積

対象事業において一時的に広く改変される範囲としては、高規格堤防の造成範囲を踏まえ、対象事業実施区域の50%と仮定した。

一時的改変面積 $10,100 \text{ m}^2 = \text{対象事業実施区域面積}(20,200\text{m}^2) \times 0.5$

(イ) 濁水流入流量

濁水の流入流量は以下の式で算出した。なお、降雨量は極端な豪雨を除く降雨条件を想定し、表 7-2-2.5 に示す日降水量の95%値を参考として、50mm/日とした。流出係数は「千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料」(千葉県、平成13年4月)における値0.8とした。

$$\begin{aligned} \text{流入流量 (m}^3/\text{H)} &= \text{改変面積 (m}^2) \times \text{降雨量 (mm/H)} \times \text{流出係数} \times 10^{-3} \\ &= 10,100 \text{ (m}^2) \times 50 \text{ (mm/日)} \times 0.8 \times 10^{-3} \\ &= 404 \text{ (m}^3/\text{H)} \end{aligned}$$

(ウ) 土壌特性による沈降速度

土壌特性による沈降速度は、図 7-2-2.3 に示す沈降速度が遅い試料2の沈降試験結果より、以下の式を設定した。

$$\begin{aligned} \text{沈降速度の式 } C &= 376.56H^{-0.413} \\ \text{ここで } C &: \text{浮遊物質量 (mg/L)} \\ H &: \text{滞留時間 (分)} \end{aligned}$$

(エ) 工事排水の水質目標値

工事排水の浮遊物質量目標値は、表 7-2-2.2 に示す水質調査結果(浮遊物質量:46~62mg/L)を踏まえ、現況の降雨時の高谷川の浮遊物質量を著しく悪化させない濃度とし50mg/Lを目標とする。

なお、降雨時の濁水を水質の目標値まで低減するのに必要な滞留時間は、沈降速度の式より、約2.2時間と計算される。

評価書 (7-147 頁)

⑤ 予測条件

ア. 雨水排水

対象事業実施区域からの雨水排水は、改変範囲のうち、健全土壌部分から流出する雨水は沈砂池に集水し濁りを沈降させた後、上澄みを放流する。土壌汚染が認められる区域から流出する雨水は別途集水し、湧出水排水とともに濁水処理施設により処理し排水する。

雨水に伴う濁水発生量は、一時的に裸地となる改変範囲からの雨水排水量とした。一時的にまとまった裸地が出現するのは、工場棟建設に先立ち、建設面積（約 6,000㎡）及びその周囲の作業範囲が裸地となる時点とし、改変範囲の面積を約 10,000㎡とした。

改変範囲には汚染土壌部分が含まれ、汚染が認められる区域からの雨水は別途集水し濁水処理施設で処理する計画である。ただし、予測にあたっては流入量の危険側を考慮して、すべて沈砂池へ流入する条件とした。また、改変範囲以外の範囲の雨水排水は、現状の雨水排水系統により高谷川へ排水するものとした。

雨水の沈砂池への流入流量は以下の式で算出した。なお、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」（平成 18 年 9 月、千葉県県土整備部）を参考に、降雨強度は 10mm/時、改変範囲の裸地の流出係数は 0.6（浸透域）とした。

$$\begin{aligned} \text{流入流量 (m}^3/\text{時)} &= \text{改変範囲面積 (m}^2\text{)} \times \text{降雨強度 (mm/時)} \times \text{流出係数} \times 10^{-3} \\ &= 10,000 \text{ (m}^2\text{)} \times 10.0 \text{ (mm/時)} \times 0.6 \times 10^{-3} \\ &= 60.0 \text{ (m}^3/\text{時)} \end{aligned}$$

イ. 湧出水排水

地下水の湧出水は健全土壌部分と汚染土壌部分の分離が困難なため、すべて濁水処理施設により処理した後、排水する。また、地下水湧出を極力抑制するため、掘削工事に先立ち掘削範囲を矢板等で遮水する計画である。

濁水処理施設の処理対象となる湧出水排水は、ごみビッド等設置に係る掘削範囲の土壌中の間隙内に賦存する地下水及び掘削範囲の施工中に遮水工を通過して掘削範囲内に滲出する地下水が想定されることから、濁水処理施設は賦存地下水量及び滲出する地下水量を合わせた処理能力を有するものを設置する計画である。

ウ. 工事排水水質管理基準値

工事排水の水質管理基準を表 7-2-2.8 に示す。

沈砂池からの排水及び濁水処理施設からの排水は水素イオン濃度（pH）及び濁度を連続的に監視する。また、浮遊物質量（SS）及び有害物質（砒素、ふっ素、鉛）については、掘削工事の着手前までに対象事業実施区域の土壌を用いて濁度との相関関係を求め、工事排水水質管理基準を満足できる濁度の目標値を設定して、濁度を指標に連続的に監視する。なお、濁度との相関関係が認められない有害物質については、月 1 回程度の頻度で定期的に水質分析を行い、工事排水水質管理基準に基づき排水水質を管理する。

表 7-2-2.8 工事排水水質管理基準

区分	pH	SS (mg/L)	砒素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	鉛 (mg/L)	備考
沈砂池からの排水	5.8～ 8.6	50	-	-	-	pH は排水基準、SS は降雨時の高谷川の水質（SS：46～62mg/L）を参考に設定
濁水処理施設からの排水	5.8～ 8.6	40	0.05	8	0.1	特定事業場排水基準を参考に設定

なお、沈砂池において降雨時の濁水を水質の目標値まで低減するのに必要な滞留時間は、以下の滞留時間と濁水濃度の関係式より、約 2.2 時間と計算される。

滞留時間と濁水濃度の関係は、図 7-2-2.3 に示す沈降試験結果より、危険側を考慮して濁水濃度が高い試料 2 の結果をもとに、以下の式に近似した。

$$\begin{aligned} \text{滞留時間と濁水濃度の関係式 } C &= 376.56H^{0.113} \\ \text{ここで } C &: \text{浮遊物質量 (mg/L)} \\ H &: \text{滞留時間 (分)} \end{aligned}$$

準備書 (7-192 頁)

表 7-2-4.2 調査期間及び頻度

調査項目	対象	調査日
騒音の状況	現施設稼働時	平成29年12月5日(火) 0時～24時

評価書 (7-196 頁)

表 7-2-4.2 調査期間及び頻度

調査項目	対象	調査地点	調査日
騒音の状況	現施設稼働時	E1	平成31年3月5日(火) 8時～6日(水) 8時
		E2、E3、E4	平成29年12月5日(火) 0時～24時

注 E1 地点は外環道供用後に再調査を行ったものである。なお、平成29年12月5日に実施したE1地点の調査結果は資料編に記載している。

準備書 (7-193 頁)

表 7-2-4.3 騒音レベル調査結果

単位：dB

対象	調査地点	時間率騒音レベル			規制基準値
		L _{A5}	L _{A50}	L _{A95}	
現施設稼働時	E1	67	62	60	85 以下
	E2	57	56	54	
	E3	59	56	53	
	E4	59	54	53	

注 調査結果は、調査日(24時間)における1時間値の最大値を示す。

評価書 (7-197 頁)

表 7-2-4.3 騒音レベル調査結果

単位：dB

対象	調査地点	時間率騒音レベル			規制基準値
		L _{A5}	L _{A50}	L _{A95}	
現施設稼働時	E1	67	63	61	85 以下
	E2	57	56	54	
	E3	59	56	53	
	E4	59	54	53	

注 調査結果は、調査日(24時間)における1時間値の最大値を示す。

準備書 (7-195 頁)

表 7-2-4.4 予測ケース

ケース	予測時期	工事内容	主な建設機械
1	平成 33 年度 6 月～7 月	土木工事	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ 8 台 ブルドーザ 4 台 杭打機 3 台 ラフタークレーン 2 台 クローラクレーン 2 台 コンクリートポンプ車 2 台
2	平成 33 年度 10 月～11 月	土木工事	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ 8 台 ブルドーザ 4 台 ロードローラ 3 台 ラフタークレーン 2 台 クローラクレーン 2 台 コンクリートポンプ車 2 台
		建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ラフタークレーン 4 台 クローラクレーン 4 台 トラッククレーン 4 台 コンクリートポンプ車 3 台
3	平成 35 年度 4 月～5 月	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ラフタークレーン 4 台 クローラクレーン 4 台
		プラント工事	<ul style="list-style-type: none"> ラフタークレーン 2 台 クローラクレーン 2 台 トラッククレーン 2 台
		外構工事	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ 4 台 ブルドーザ 2 台 ロードローラ 2 台

評価書 (7-199 頁)

表 7-2-4.4 予測ケース

ケース	予測時期	工事内容	主な建設機械
1	工事 1 年目の 9～10 か月目	土木工事	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ 8 台 ブルドーザ 4 台 杭打機 3 台 ラフタークレーン 2 台 クローラクレーン 2 台 コンクリートポンプ車 2 台
2	工事 2 年目の 1～2 か月目	土木工事	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ 8 台 ブルドーザ 4 台 ロードローラ 3 台 ラフタークレーン 2 台 クローラクレーン 2 台 コンクリートポンプ車 2 台
		建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ラフタークレーン 4 台 クローラクレーン 4 台 トラッククレーン 4 台 コンクリートポンプ車 3 台
3	工事 3 年目の 7～8 か月目	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ラフタークレーン 4 台 クローラクレーン 4 台
		プラント工事	<ul style="list-style-type: none"> ラフタークレーン 2 台 クローラクレーン 2 台 トラッククレーン 2 台
		外構工事	<ul style="list-style-type: none"> バックホウ 4 台 ブルドーザ 2 台 ロードローラ 2 台

準備書 (7-227 頁)

表 7-2-4.21 調査期間及び頻度

調査項目	対象	調査日
騒音の状況	現施設稼働時	平成29年12月 5日 (火) 0時～24時
	現施設稼働停止時	平成30年 2月11日 (日) 8時～12日 (月) 8時

評価書 (7-231 頁)

表 7-2-4.21 調査期間

調査項目	対象	調査地点	調査日
騒音の状況	現施設稼働時	E1	平成31年 3月5日 (火) 8時～ 6日 (水) 8時
		E2, E3, E4	平成29年12月 5日 (火) 0時～24時
	現施設稼働停止時	E1	平成31年 2月17日 (日) 0時～24時
		E2, E3, E4	平成30年 2月11日 (日) 8時～12日 (月) 8時

注 E1 地点は外環道供用後に再調査を行ったものである。なお、平成 29 年 12 月 5 日及び平成 30 年 2 月 11 日～12 日に実施した E1 地点の調査結果は資料編に記載している。

準備書 (7-229 頁)

表 7-2-4. 22 騒音レベル調査結果

単位：dB

対象	調査地点	時間帯	時間帯騒音レベル			規制基準値
			L _{A5}	L _{A90}	L _{A95}	
現施設稼働時	E1	朝 (6時～8時)	65	61	58	55 以下
		昼間 (8時～19時)	66	60	58	60 以下
		夕 (19時～22時)	61	58	56	55 以下
		夜間 (22時～6時)	60	57	56	50 以下
	E2	朝 (6時～8時)	56	54	53	55 以下
		昼間 (8時～19時)	55	53	51	60 以下
		夕 (19時～22時)	54	52	50	55 以下
	E3	夜間 (22時～6時)	55	54	52	50 以下
		朝 (6時～8時)	55	52	50	55 以下
		昼間 (8時～19時)	55	52	50	60 以下
	E4	夕 (19時～22時)	54	51	49	55 以下
		夜間 (22時～6時)	53	51	49	50 以下
朝 (6時～8時)		56	53	51	55 以下	
現施設稼働停止時	E1	昼間 (8時～19時)	57	53	50	60 以下
		夕 (19時～22時)	54	51	50	55 以下
		夜間 (22時～6時)	54	52	51	50 以下
		朝 (6時～8時)	61	58	55	55 以下
	E2	昼間 (8時～19時)	61	57	55	60 以下
		夕 (19時～22時)	58	54	50	55 以下
		夜間 (22時～6時)	55	50	46	50 以下
	E3	朝 (6時～8時)	53	49	47	55 以下
		昼間 (8時～19時)	54	50	49	60 以下
		夕 (19時～22時)	55	49	47	55 以下
	E4	夜間 (22時～6時)	49	45	42	50 以下
		朝 (6時～8時)	53	51	48	55 以下
昼間 (8時～19時)		53	51	49	60 以下	
E3	夕 (19時～22時)	52	48	46	55 以下	
	夜間 (22時～6時)	48	44	42	50 以下	
	朝 (6時～8時)	52	48	45	55 以下	
	昼間 (8時～19時)	53	50	48	60 以下	
E4	夕 (19時～22時)	52	49	45	55 以下	
	夜間 (22時～6時)	49	44	41	50 以下	
	朝 (6時～8時)	52	48	45	55 以下	

注 対象事業実施区域は、騒音規制法の適用を受けないため、規制基準値は市川市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準の用途地域の定めのない地域に対する基準値とした。調査結果は、各時間帯における算術平均値を示した。

評価書 (7-233 頁)

表 7-2-4. 22 騒音レベル調査結果

単位：dB

対象	調査地点	時間帯	時間帯騒音レベル			規制基準値
			L _{A5}	L _{A90}	L _{A95}	
現施設稼働時	E1	朝 (6時～8時)	65	60	58	55 以下
		昼間 (8時～19時)	66	61	59	60 以下
		夕 (19時～22時)	62	59	57	55 以下
		夜間 (22時～6時)	61	57	54	50 以下
	E2	朝 (6時～8時)	56	54	53	55 以下
		昼間 (8時～19時)	55	53	51	60 以下
		夕 (19時～22時)	54	52	50	55 以下
	E3	夜間 (22時～6時)	55	54	52	50 以下
		朝 (6時～8時)	55	52	50	55 以下
		昼間 (8時～19時)	55	52	50	60 以下
	E4	夕 (19時～22時)	54	51	49	55 以下
		夜間 (22時～6時)	53	51	49	50 以下
朝 (6時～8時)		56	53	51	55 以下	
現施設稼働停止時	E1	昼間 (8時～19時)	57	53	50	60 以下
		夕 (19時～22時)	54	51	50	55 以下
		夜間 (22時～6時)	54	52	51	50 以下
		朝 (6時～8時)	61	56	53	55 以下
	E2	昼間 (8時～19時)	61	56	53	60 以下
		夕 (19時～22時)	60	56	53	55 以下
		夜間 (22時～6時)	57	52	48	50 以下
	E3	朝 (6時～8時)	53	49	47	55 以下
		昼間 (8時～19時)	54	50	49	60 以下
		夕 (19時～22時)	55	49	47	55 以下
	E4	夜間 (22時～6時)	49	45	42	50 以下
		朝 (6時～8時)	53	51	48	55 以下
昼間 (8時～19時)		53	51	49	60 以下	
E3	夕 (19時～22時)	52	48	46	55 以下	
	夜間 (22時～6時)	48	44	42	50 以下	
	朝 (6時～8時)	52	48	45	55 以下	
	昼間 (8時～19時)	53	50	48	60 以下	
E4	夕 (19時～22時)	52	49	45	55 以下	
	夜間 (22時～6時)	49	44	41	50 以下	
	朝 (6時～8時)	52	48	45	55 以下	

注 対象事業実施区域は、騒音規制法の適用を受けないため、規制基準値は市川市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準の用途地域の定めのない地域に対する基準値とした。調査結果は、各時間帯における算術平均値を示した。

準備書 (7-235 頁)

表 7-2-4.25 暗騒音レベル

単位：dB

予測地点	時間帯	暗騒音レベル
E1	朝 (6時～8時)	61
	昼間 (8時～19時)	62
	夕 (19時～22時)	60
	夜間 (22時～6時)	57
E2	朝 (6時～8時)	53
	昼間 (8時～19時)	56
	夕 (19時～22時)	56
	夜間 (22時～6時)	53
E3	朝 (6時～8時)	53
	昼間 (8時～19時)	55
	夕 (19時～22時)	53
	夜間 (22時～6時)	50
E4	朝 (6時～8時)	52
	昼間 (8時～19時)	55
	夕 (19時～22時)	54
	夜間 (22時～6時)	51

注 暗騒音レベルは各地点で調査した各時間帯の 1 時間値の最大値を示す。

評価書 (7-239 頁)

表 7-2-4.25 暗騒音レベル

単位：dB

予測地点	時間帯	暗騒音レベル
E1	朝 (6時～8時)	61
	昼間 (8時～19時)	62
	夕 (19時～22時)	60
	夜間 (22時～6時)	58
E2	朝 (6時～8時)	53
	昼間 (8時～19時)	56
	夕 (19時～22時)	56
	夜間 (22時～6時)	53
E3	朝 (6時～8時)	53
	昼間 (8時～19時)	55
	夕 (19時～22時)	53
	夜間 (22時～6時)	50
E4	朝 (6時～8時)	52
	昼間 (8時～19時)	55
	夕 (19時～22時)	54
	夜間 (22時～6時)	51

注 暗騒音レベルは各地点で調査した各時間帯の 1 時間値の最大値を示す。

準備書 (7-236 頁)

表 7-2-4.26 廃棄物焼却施設稼働による騒音の予測結果

単位：dB

予測地点	時間帯	暗騒音レベル (現況値)	騒音レベル予測値 (施設稼働寄与値)	合成値	増加量	
現地調査を行った地点	E1	朝	61	46.1	61	0.1
		昼間	62	46.1	62	0.1
		夕	60	46.1	60	0.2
		夜間	57	46.1	57	0.3
	E2	朝	53	39.9	53	0.2
		昼間	56	39.9	56	0.1
		夕	56	39.9	56	0.1
		夜間	53	39.9	53	0.2
	E3	朝	53	40.7	53	0.2
		昼間	55	40.7	55	0.2
		夕	53	40.7	53	0.2
		夜間	50	40.7	51	0.5
	E4	朝	52	33.7	52	0.1
		昼間	55	33.7	55	0.0
		夕	54	33.7	54	0.0
		夜間	51	33.7	51	0.1
敷地境界における騒音レベル最大地点	朝	61	48.6	61	0.2	
	昼間	62	48.6	62	0.2	
	夕	60	48.6	60	0.3	
	夜間	57	48.6	58	0.6	

注1 敷地境界における騒音レベル最大地点に対する暗騒音レベルは、東側の調査地点である E1 地点の値を用いた。

注2 暗騒音レベルは、現地調査結果の 90%レンジ上端値 (L_{90}) であり、統計的な指標であることから、厳密に合成値を求めることはできないが、騒音レベルの合成計算方法を準用して算出した値を合成値 (L_{90}) として示している。

評価書 (7-240 頁)

表 7-2-4.26 廃棄物焼却施設稼働による騒音の予測結果

単位：dB

予測地点	時間帯	暗騒音レベル (現況値)	騒音レベル予測値 (施設稼働寄与値)	合成値	増加量	
現地調査を行った地点	E1	朝	61	46.1	61	0.1
		昼間	62	46.1	62	0.1
		夕	60	46.1	60	0.2
		夜間	58	46.1	58	0.3
	E2	朝	53	39.9	53	0.2
		昼間	56	39.9	56	0.1
		夕	56	39.9	56	0.1
		夜間	53	39.9	53	0.2
	E3	朝	53	40.7	53	0.2
		昼間	55	40.7	55	0.2
		夕	53	40.7	53	0.2
		夜間	50	40.7	51	0.5
	E4	朝	52	33.7	52	0.1
		昼間	55	33.7	55	0.0
		夕	54	33.7	54	0.0
		夜間	51	33.7	51	0.1
敷地境界における騒音レベル最大地点	朝	61	48.6	61	0.2	
	昼間	62	48.6	62	0.2	
	夕	60	48.6	60	0.3	
	夜間	58	48.6	59	0.5	

注1 敷地境界における騒音レベル最大地点に対する暗騒音レベルは、東側の調査地点である E1 地点の値を用いた。

注2 暗騒音レベルは、現地調査結果の 90%レンジ上端値 (L_{90}) であり、統計的な指標であることから、厳密に合成値を求めることはできないが、騒音レベルの合成計算方法を準用して算出した値を合成値 (L_{90}) として示している。

準備書 (7-239 頁)

表 7-2-4. 28 廃棄物焼却施設稼働による騒音の予測結果

単位：dB

予測地点	時間帯	暗騒音レベル (現況値)	騒音レベル予測値 (施設稼働寄与値)	予測結果 合成値	規制基準値	
現地調査を行った地点	E1	朝	61	46.1	61	55 以下
		昼間	62	46.1	62	60 以下
		夕	60	46.1	60	55 以下
		夜間	57	46.1	57	50 以下
	E2	朝	53	39.9	53	55 以下
		昼間	56	39.9	56	60 以下
		夕	56	39.9	56	55 以下
		夜間	53	39.9	53	50 以下
	E3	朝	53	40.7	53	55 以下
		昼間	55	40.7	55	60 以下
		夕	53	40.7	53	55 以下
		夜間	50	40.7	51	50 以下
	E4	朝	52	33.7	52	55 以下
		昼間	55	33.7	55	60 以下
		夕	54	33.7	54	55 以下
		夜間	51	33.7	51	50 以下
敷地境界における騒音レベル 最大地点	朝	61	48.6	61	55 以下	
	昼間	62	48.6	62	60 以下	
	夕	60	48.6	60	55 以下	
	夜間	57	48.6	58	50 以下	

注 1 敷地境界における騒音レベル最大地点に対する暗騒音レベルは、東側の調査地点である E1 地点の値を用いた。

注 2 暗騒音レベルは、現地調査結果の 90%レンジ上端値 (L_{90}) であり、統計的な指標であることから、厳密に合成値を求めることはできないが、騒音レベルの合成計算方法を準用して算出した値を合成値 (L_{90}) として示している。

評価書 (7-243 頁)

表 7-2-4. 28 廃棄物焼却施設稼働による騒音の予測結果

単位：dB

予測地点	時間帯	暗騒音レベル (現況値)	騒音レベル予測値 (施設稼働寄与値)	予測結果 合成値	規制基準値	
現地調査を行った地点	E1	朝	61	46.1	61	55 以下
		昼間	62	46.1	62	60 以下
		夕	60	46.1	60	55 以下
		夜間	58	46.1	58	50 以下
	E2	朝	53	39.9	53	55 以下
		昼間	56	39.9	56	60 以下
		夕	56	39.9	56	55 以下
		夜間	53	39.9	53	50 以下
	E3	朝	53	40.7	53	55 以下
		昼間	55	40.7	55	60 以下
		夕	53	40.7	53	55 以下
		夜間	50	40.7	51	50 以下
	E4	朝	52	33.7	52	55 以下
		昼間	55	33.7	55	60 以下
		夕	54	33.7	54	55 以下
		夜間	51	33.7	51	50 以下
敷地境界における騒音レベル 最大地点	朝	61	48.6	61	55 以下	
	昼間	62	48.6	62	60 以下	
	夕	60	48.6	60	55 以下	
	夜間	58	48.6	59	50 以下	

注 1 敷地境界における騒音レベル最大地点に対する暗騒音レベルは、東側の調査地点である E1 地点の値を用いた。

注 2 暗騒音レベルは、現地調査結果の 90%レンジ上端値 (L_{90}) であり、統計的な指標であることから、厳密に合成値を求めることはできないが、騒音レベルの合成計算方法を準用して算出した値を合成値 (L_{90}) として示している。

準備書 (7-255 頁)

表 7-2-5.4 予測ケース

ケース	予測時期	工事内容	主な建設機械
1	平成 33 年度 6 月～7 月	土木工事	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ 8 台 ・ブルドーザ 4 台 ・杭打機 3 台 ・ラフタークレーン 2 台 ・クローラクレーン 2 台 ・コンクリートポンプ車 2 台
2	平成 33 年度 10 月～11 月	土木工事	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ 8 台 ・ブルドーザ 4 台 ・ロードローラ 3 台 ・ラフタークレーン 2 台 ・クローラクレーン 2 台 ・コンクリートポンプ車 2 台
		建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ラフタークレーン 4 台 ・クローラクレーン 4 台 ・トラッククレーン 4 台 ・コンクリートポンプ車 3 台
3	平成 35 年度 4 月～5 月	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ラフタークレーン 4 台 ・クローラクレーン 4 台
		プラント工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ラフタークレーン 2 台 ・クローラクレーン 2 台 ・トラッククレーン 2 台
		外構工事	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ 4 台 ・ブルドーザ 2 台 ・ロードローラ 2 台

評価書 (7-259 頁)

表 7-2-5.4 予測ケース

ケース	予測時期	工事内容	主な建設機械
1	工事 1 年目の 9～10 か月目	土木工事	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ 8 台 ・ブルドーザ 4 台 ・杭打機 3 台 ・ラフタークレーン 2 台 ・クローラクレーン 2 台 ・コンクリートポンプ車 2 台
2	工事 2 年目の 1～2 か月目	土木工事	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ 8 台 ・ブルドーザ 4 台 ・ロードローラ 3 台 ・ラフタークレーン 2 台 ・クローラクレーン 2 台 ・コンクリートポンプ車 2 台
		建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ラフタークレーン 4 台 ・クローラクレーン 4 台 ・トラッククレーン 4 台 ・コンクリートポンプ車 3 台
3	工事 3 年目の 7～8 か月目	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ラフタークレーン 4 台 ・クローラクレーン 4 台
		プラント工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ラフタークレーン 2 台 ・クローラクレーン 2 台 ・トラッククレーン 2 台
		外構工事	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ 4 台 ・ブルドーザ 2 台 ・ロードローラ 2 台

準備書 (7-350 頁)

表 7-2-8.2 維管束植物確認種内訳

分類群		科数	種数	確認位置					
				対象事業実施区域内外の別					
				区域内	区域外				
江戸川	高谷川	現施設	その他						
シダ植物		6	8	1	1	4	1	7	
種子植物	裸子植物	1	1			1		1	
	被子植物	双子葉類	36	115	45	44	84	27	65
		離弁花類	14	56	29	29	33	21	36
		合弁花類	12	75	37	47	51	18	48
合計		69	255	112	121	173	67	157	

評価書 (7-355 頁)

表 7-2-8.2 維管束植物確認種内訳

分類群		科数	種数	確認位置					
				対象事業実施区域内外の別					
				区域内	区域外				
江戸川	高谷川	現施設	その他						
シダ植物		6	8	1	1	4	1	7	
種子植物	裸子植物	5	7	4		1	2	2	
	被子植物	双子葉類	42	135	61	44	85	39	78
		離弁花類	15	66	34	29	33	25	44
		合弁花類	12	76	37	47	51	18	49
合計		80	292	137	121	174	85	180	

準備書 (7-397 頁)

表 7-2-9. 22 動物相の変化

現況	予測結果	
	施工時	供用時
<p>現地調査の結果、予測地域では哺乳類 3 種、鳥類 46 種、爬虫類 5 種、両生類 1 種、昆虫類 475 種、陸産貝類 16 種、多足類 6 種の生息が確認されており、江戸川や高谷川が主な生息環境となっている。</p>	<p><u>対象事業実施区域内では、動物の生息が困難となるが、動物の主要な生息環境である江戸川や高谷川沿いの動物の生息環境は改変しないこと、また水質の予測結果より工事排水による高谷川への影響は小さいことから、予測地域の動物相の変化の程度は小さいものと予測する。</u></p>	<p>供用時においては、対象事業実施区域面積の 20%以上の緑化に努めること、工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保すること、生育が良好な既存の樹木を極力保全すること、植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮して適切な樹種の選定に努めることから、対象事業実施区域内の動物の利用状況は回復する。また水質の予測結果より、施設排水による高谷川への影響が小さいことから、予測地域の動物相の変化の程度は小さいものと予測する。</p>

評価書 (7-404 頁)

表 7-2-9. 22 動物相の変化

現況	予測結果	
	施工時	供用時
<p>現地調査の結果、予測地域では哺乳類 3 種、鳥類 46 種、爬虫類 5 種、両生類 1 種、昆虫類 475 種、陸産貝類 16 種、多足類 6 種の生息が確認されており、江戸川や高谷川が主な生息環境となっている。</p> <p>対象事業実施区域では、主に植栽樹群や芝地を利用する鳥類 19 種（ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、ドバト等が優占）、爬虫類 2 種（ヒガシニホントカゲ、カナヘビ）、昆虫類 119 種（トンボ目 1 種、カマキリ目 1 種、ハサミムシ目 1 種、バッタ目 13 種、カメムシ目 48 種、アミメカゲロウ目 2 種、チョウ目 14 種、ハエ目 26 種、コウチュウ目 71 種、ハチ目 22 種）、陸産貝類 2 種（ホソオカチョウジガイ、チャコウラナメクジ）、多足類 2 種（ゲジ、Lithobius 属（イシムカデ属））が確認されている。</p>	<p><u>対象事業実施区域内では造成工事に伴い植栽樹群や芝地といった人為的環境を利用する鳥類、爬虫類、昆虫類、陸産貝類、多足類の生息が一時的に困難となるが、周辺には植栽樹群や芝地といった環境が引き続き分布する。また動物の主要な生息環境である江戸川や高谷川沿いの環境は改変しないこと、水質の予測結果より工事排水による高谷川への影響は小さいことから、予測地域の動物相の変化の程度は小さいものと予測する。</u></p>	<p>供用時においては、対象事業実施区域面積の 20%以上の緑化に努めること、工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保すること、生育が良好な既存の樹木を極力保全すること、植栽する樹種は、対象事業実施区域の立地条件を考慮して、周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種も視野に入れながら、適切に選定するよう努めることから、対象事業実施区域内の動物の利用状況は回復する。また水質の予測結果より、施設排水による高谷川への影響が小さいことから、予測地域の動物相の変化の程度は小さいものと予測する。</p>

準備書 (7-421 頁)

表 7-2-10.13 重要な種の生息状況の変化（底生動物）

科名	予測対象種	確認状況	予測結果	
			施工時	供用時
モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ	高谷川の上流地点において1個体が確認された。	事業による水辺の改変は行わないこと、また水質の予測結果より工事排水による高谷川への影響は小さいことから、本種の生息状況に変化はないものと予測する。	水質の予測結果より、施設排水による高谷川への影響が小さいことから、本種の生息状況に変化はないものと予測する。
テナガエビ科	テナガエビ	高谷川の上流地点において複数個体が確認された。	事業による水辺の改変は行わないこと、また水質の予測結果より工事排水による高谷川への影響は小さいことから、本種の生息状況に変化はないものと予測する。	水質の予測結果より、施設排水による高谷川への影響が小さいことから、本種の生息状況に変化はないものと予測する。
	スジエビ	高谷川の上流地点において複数個体が確認された。	事業による水辺の改変は行わないこと、また水質の予測結果より工事排水による高谷川への影響は小さいことから、本種の生息状況に変化はないものと予測する。	水質の予測結果より、施設排水による高谷川への影響が小さいことから、本種の生息状況に変化はないものと予測する。

評価書 (7-430 頁)

表 7-2-10.13 重要な種の生息状況の変化（底生動物）

科名	予測対象種	確認状況	予測結果	
			施工時	供用時
テナガエビ科	テナガエビ	高谷川の上流地点において複数個体が確認された。	事業による水辺の改変は行わないこと、また水質の予測結果より工事排水による高谷川への影響は小さいことから、本種の生息状況に変化はないものと予測する。	水質の予測結果より、施設排水による高谷川への影響が小さいことから、本種の生息状況に変化はないものと予測する。
	スジエビ	高谷川の上流地点において複数個体が確認された。	事業による水辺の改変は行わないこと、また水質の予測結果より工事排水による高谷川への影響は小さいことから、本種の生息状況に変化はないものと予測する。	水質の予測結果より、施設排水による高谷川への影響が小さいことから、本種の生息状況に変化はないものと予測する。

準備書 (7-496 頁)

表 7-2-13.1 調査期間

調査項目	調査日
人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況	平成 29 年 4 月 29 日 (土) 8 時～18 時

評価書 (7-506 頁)

表 7-2-13.1 調査期間

調査項目	調査日
人と自然との触れ合いの活動の場の概況	平成 29 年 4 月 29 日 (土)、9 月 5 日 (水)
人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況	平成 29 年 4 月 29 日 (土) 8 時～18 時

準備書

評価書に記載した内容と対応する内容は準備書にない。

評価書 (7-509 頁)

(ア) 既存資料調査

江戸川水面及び堤防等の利用状況について、「河川空間利用実態調査（平成 26 年度）」（国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所）による対象事業実施区域近傍（左岸 0～1 km 区間）の調査結果を整理した。調査は平成 26 年度の春季から冬季の休日及び春季と夏季の平日に実施された。調査結果を表 7-2-13.3 に示す。

水面及び水際の釣りでの利用は、夏から秋にかけて多い結果であった。水際の水遊び・その他での利用は、4 月と 7 月の休日に見られた。また、高水敷及び堤防での散策・その他での利用は、年間を通じて見られた。

表 7-2-13.3 江戸川水面及び堤防等の利用状況

単位：人

調査日	利用場所	水面		水際		高水敷	堤防	合計
	利用形態	釣り	釣り	水遊び・その他	散策・その他	散策・その他		
平成 26 年 4 月 29 日 (休日)		4	0	161	0	107	272	
5 月 5 日 (休日)		0	0	0	43	66	109	
5 月 19 日 (平日)		0	0	0	0	37	37	
7 月 27 日 (休日)		0	38	164	118	247	567	
7 月 28 日 (平日)		0	20	0	15	73	108	
11 月 3 日 (休日)		12	73	0	54	84	223	
平成 27 年 1 月 12 日 (休日)		0	0	0	0	11	11	

出典：「河川空間利用実態調査（平成 26 年度）」
（国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所）

準備書 (7-511 頁)

イ. 予測方法

新施設の稼働により発生する温室効果ガスの排出量と、廃棄物の焼却に伴い発生したエネルギーの有効利用による温室効果ガスの削減量について、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.3.1」(平成 29 年 7 月、環境省・経済産業省)に記載された方法を参考とし、事業計画に基づき定量的に把握した。

使用した排出係数は表 7-2-16.1 に、地球温暖化係数は表 7-2-16.2 に示すとおりである。

評価書 (7-522 頁)

イ. 予測方法

現施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量及び削減量と、新施設の供用時点における温室効果ガスの排出量及び削減量を比較する方法とした。

温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.3.1」(平成 29 年 7 月、環境省・経済産業省)に記載された方法を参考として算定し、定量的に把握した。削減量については、一般廃棄物焼却に伴う発電による温室効果ガス削減量を算定する方法とした。

温室効果ガス排出量と削減量を算定する対象は表 7-2-16.1 に示すとおりである。

表 7-2-16.1 温室効果ガス排出量・削減量算定の対象

区分	活動事項	算定の対象	温室効果ガスの種類
排出量	一般廃棄物の焼却	廃プラスチック類の焼却による排出	二酸化炭素
		単位焼却量あたりの排出	一酸化二窒素
		単位焼却量あたりの排出	メタン
	燃料の使用	助燃剤(灯油)消費による排出	二酸化炭素
電力の使用	電力使用(購入電力)による排出	二酸化炭素	
削減量	一般廃棄物焼却による 廃熱を利用した発電	発電電力の場内使用・売電による削減	二酸化炭素

準備書

評価書に記載した内容と対応する内容は準備書にない。

評価書 (7-523 頁)

ウ. 予測式

予測式は以下のとおりとした。

$$\text{二酸化炭素排出量 (t-CO}_2\text{/年)} = \text{廃プラスチック類焼却量 (t/年)} \times \text{廃プラスチック類の排出係数 (t-CO}_2\text{/t)} \\ + \text{購入電力量 (kWh/年)} \times \text{電力の排出係数 (t-CO}_2\text{/kWh)} \\ + \text{燃料使用量 (kL/年)} \times \text{燃料(灯油)の排出係数 (t-CO}_2\text{/kL)}$$

$$\text{一酸化二窒素排出量 (t-N}_2\text{O/年)} = \text{一般廃棄物焼却量 (t/年)} \times \text{一般廃棄物の焼却による排出係数 (t-N}_2\text{O/t)}$$

$$\text{メタン排出量 (t-CH}_4\text{/年)} = \text{一般廃棄物焼却量 (t/年)} \times \text{一般廃棄物の焼却による排出係数 (t-CH}_4\text{/t)}$$

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{/年)} = \text{二酸化炭素排出量 (t-CO}_2\text{/年)} \times 1 \\ + \text{一酸化二窒素排出量 (t-N}_2\text{O/年)} \times 298 \\ + \text{メタン排出量 (t-CH}_4\text{/年)} \times 25$$

$$\text{温室効果ガス削減量 (t-CO}_2\text{/年)} = \text{年間発電量 (MWh/年)} \times \text{電力の排出係数 (t-CO}_2\text{/kWh)}$$

準備書 (7-511 頁)

ウ. 予測条件

新施設が定常の稼働状態に達した時期における一般廃棄物処理量に基づく活動量は、表

7-2-16.3 に示すとおりである。

表 7-2-16.3 一般廃棄物処理量に基づく活動量

項目	単位	活動量	算出根拠	備考
ごみ焼却処理量	t/年	109,700	市川市一般廃棄物処理基本計画、次期クリーンセンター施設整備基本構想(うちプラスチック類が20.42%)	温室効果ガス排出
灯油使用量	kl/年	102.6	平成27年度～29年度の現施設の実績を基にごみ焼却量1tあたりの灯油使用量を算出し、上記ごみ焼却処理量(109,700t)に対しての必要量を算出	
年間購入電力量	MWh/年	470.7	平成27～29年度の現施設の実績を基にごみ焼却量1tあたりの購入電力量を算出し、上記ごみ焼却処理量(109,700t)に対しての必要量を算出	
年間発電電力量	MWh/年	65,790	規格発電量(11,000kW)、稼働日数(280日/年、24時間/日)、平均負荷率 [※] (0.89)から算出	温室効果ガス削減

※ 平均負荷率=ごみ焼却処理量109,700t/年÷(施設規模440t/日×稼働日数280日/年)

評価書 (7-523 頁)

エ. 予測条件

予測対象時期の温室効果ガス排出量及び削減量に係る活動量は、表 7-2-16.4、表 7-2-16.5 に示すとおりである。

表 7-2-16.4 排出量の条件

対象	項目	単位	活動量	根拠
現施設	一般廃棄物焼却量 [※]	t/年	117,348	平成27～29年度実績値の平均値
	灯油使用量	kl/年	109.8	
	年間購入電力量	MWh/年	503.2	
新施設	一般廃棄物焼却量 [※]	t/年	109,700	「市川市一般廃棄物処理基本計画」(平成27年5月、市川市)による令和6年度の推計値
	灯油使用量	kl/年	102.6	平成27～29年度実績値の平均値に、現施設と新施設の場合の焼却量の比を乗じて算出
	年間購入電力量	MWh/年	470.4	

※ 焼却処理する一般廃棄物中の廃プラスチック類の割合は、「次期クリーンセンター施設整備基本構想」(平成28年1月、市川市)に基づき、現施設・新施設ともに20.42%(平成25年度実績値=令和6年度推計値)とする。

表 7-2-16.5 削減量の条件

対象	項目	単位	活動量	根拠
現施設	平均負荷率	%	69.9	焼却量117,348t/年÷ (現施設規模600t/日×稼働日数280日/年)
	年間発電電力量	MWh/年	43,270	平成27～29年度実績値の平均値
新施設	平均負荷率	%	89.0	焼却量109,700t/年÷ (新施設規模440t/日×稼働日数280日/年)
	年間発電電力量	MWh/年	65,800	新施設の規格発電量11,000kWh×稼働日数280日/年 ×稼働時間24時間/日×平均負荷率89.0%

④ 予測結果

温室効果ガスの排出量及び削減量の予測結果は、表 7-2-16.4、表 7-2-16.5 に示すとおりである。

温室効果ガスの二酸化炭素換算による排出量は、64,435t-CO₂/年であり、発電による削減量が31,200t-CO₂/年となることから、新施設の稼働による二酸化炭素換算排出量は、33,235t-CO₂/年と予測する。

表 7-2-16.4 温室効果ガスの排出量予測結果

項目	温室効果ガス	排出量	地球温暖化係数	CO ₂ 排出量
				t-CO ₂ /年
ごみ焼却	一酸化二窒素	6.22	298	1,854
	メタン	0.10	25	2.5
プラスチック焼却	二酸化炭素	62,100	1	62,100
灯油使用	二酸化炭素	255	1	255
電力使用	二酸化炭素	223	1	223
合計	-	-	-	64,434.5

注. 排出量の単位は、温室効果ガスの種類に対応して t-N₂O/年、t-CH₄/年及び t-CO₂/年となる。

表 7-2-16.5 温室効果ガスの削減量予測結果

項目	温室効果ガス	削減量*	地球温暖化係数	CO ₂ 削減量
		t-CO ₂ /年		t-CO ₂ /年
発電	二酸化炭素	31,200	1	31,200

※ 年間発電電力量に表 7-2-16.1 に示す電力事業者別排出係数を乗じて算出した値。

評価書 (7-524 頁)

④ 予測結果

温室効果ガスの排出量及び削減量の予測結果は、表 7-2-16.6、表 7-2-16.7 に示すとおりである。

温室効果ガスの二酸化炭素換算による排出量は、現施設では 68,900t-CO₂/年、新施設は 64,400t-CO₂/年であり、焼却量の減少に応じて排出量が 4,500t-CO₂/年減少する。なお、実際には、新施設の設備等の省電力・省エネルギー化の効果により電力使用量、灯油使用量が低減し、排出量がより減少することが考えられるが、排出量全体に占める割合は約 0.7%と極めて小さいため、定量的な予測においては考慮しなかった。

発電による削減量は現施設の 20,500t-CO₂/年から新施設の場合には 31,200t-CO₂/年に増加すると予測される。これは新施設における発電能力の向上及び施設規模が現施設の 600 t/日から新施設の 440t/日となることで、焼却量に見合ったより効率的な施設稼働となり、平均負荷率が向上することによるものである。

以上のことから、新施設の稼働により温室効果ガス排出量は 4,500t-CO₂/年減少し、削減量は 10,700t-CO₂/年増加するため、温室効果ガスの削減効果は合計 15,200t-CO₂/年と予測する。

表 7-2-16.6 温室効果ガスの排出量予測結果

対象	活動事項	活動量	温室効果ガス	排出係数	排出量*	地球温暖化係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)
現施設	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物焼却量 117,348 t/年 (廃プラスチック類: 20.42%)	N ₂ O	0.0000567 t-N ₂ O/t	6.65	298	1,980
			CH ₄	0.00000095 t-CH ₄ /t	0.11	25	2.8
			CO ₂	2.77 t-CO ₂ /t	66,400	1	66,400
	燃料の使用	灯油使用量 109.8 kl/年	CO ₂	2.49 t-CO ₂ /kl	273	1	273
	電力の使用	購入電力量 503.2 MWh/年	CO ₂	0.000474 t-CO ₂ /kWh	239	1	239
	合計	—	—	—	—	—	68,900
新施設	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物焼却量 109,700 t/年 (廃プラスチック類: 20.42%)	N ₂ O	0.0000567 t-N ₂ O/t	6.22	298	1,850
			CH ₄	0.00000095 t-CH ₄ /t	0.10	25	2.5
			CO ₂	2.77 t-CO ₂ /t	62,100	1	62,100
	燃料の使用	灯油使用量 102.6 kl/年	CO ₂	2.49 t-CO ₂ /kl	255	1	255
	電力の使用	購入電力量 470.4 MWh/年	CO ₂	0.000474 t-CO ₂ /kWh	223	1	223
	合計	—	—	—	—	—	64,400

※ 排出量の単位は、温室効果ガスの種類に対応して t-N₂O/年、t-CH₄/年及び t-CO₂/年となる。

表 7-2-16.7 温室効果ガスの削減量予測結果

対象	活動事項	活動量	温室効果ガス	排出係数	削減量 (t-CO ₂ /年)	地球温暖化係数	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)
現施設	一般廃棄物焼却による 廃熱を利用した発電	年間発電量 43,270 MWh/年	CO ₂	0.000474 t-CO ₂ /kWh	20,500	1	20,500
新施設	一般廃棄物焼却による 廃熱を利用した発電	年間発電量 65,800 MWh/年	CO ₂	0.000474 t-CO ₂ /kWh	31,200	1	31,200

準備書 (9-1 頁)

表 9-2.1 施工時における事後調査の項目及び方法等

調査項目			調査手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点	調査手法	調査期間
大気質	建設機械の稼働	粉じん (降下ばいじん)	保全対象立地位置を勘案して南側敷地境界付近の1地点	重量法(ダストジャーによる採取)による現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1か月
水質	工事の実施	浮遊物質量及び水素イオン濃度	沈砂池出口	「水質調査方法」(昭和46年環境庁水質保全局)及び「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環告第59号)に準拠した現地調査	施工期間において影響が大きくなると思われる時期の降雨時
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル(L _{eq})	現地調査地点のうち、北側敷地境界を除く3地点	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月、厚生省・建設省告示1号)に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1日間(工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	騒音レベル(L _{eq})	現地調査地点の工事用車両(大型車)が走行する3地点	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる期間内の1日間(工事実施時間帯)
振動	建設機械の稼働	振動レベル(L _{eq})	現地調査地点のうち、北側敷地境界を除く3地点	「振動規制法の施行について」(昭和51年12月、環大特154号)に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1日間(工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	振動レベル(L _{eq})	現地調査地点の工事用車両(大型車)が走行する3地点	「振動規制法の施行について」(昭和51年12月、環大特154号)に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる期間内の1日間(工事実施時間帯)

評価書 (9-1 頁)

表 9-2.1 施工時における事後調査の項目及び方法等

調査項目			調査手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点	調査手法	調査期間
大気質	建設機械の稼働	粉じん (降下ばいじん)	保全対象立地位置を勘案して南側敷地境界付近の1地点	重量法(ダストジャーによる採取)による現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1か月
水質	工事の実施	濁度 水素イオン濃度	沈砂池出口及び濁水処理施設からの排水地点	「JIS K 0101 工業用水試験方法」(濁度)及び「JIS Z 8802 pH測定方法」に準拠する方法による連続監視	施工期間中の濁水排水時に連続的に監視
		浮遊物質量 有害物質(砒素、鉛、銅、亜鉛)	沈砂池出口(浮遊物質量のみ)及び濁水処理施設からの排水地点	濁度を指標として、相関関係から濃度を把握する方法ただし、濁度との相関関係が認められない有害物質は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年、環告第59号)に準拠した方法	施工期間中の濁水排水時に連続的に監視ただし、濁度との相関関係が認められない有害物質の分析は施工1か月に1回程度
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル(L _{eq})	現地調査地点のうち、北側敷地境界を除く3地点	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月、厚生省・建設省告示1号)に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1日間(工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	騒音レベル(L _{eq})	現地調査地点の工事用車両(大型車)が走行する3地点	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる期間内の1日間(工事実施時間帯)
振動	建設機械の稼働	振動レベル(L _{eq})	現地調査地点のうち、北側敷地境界を除く3地点	「振動規制法の施行について」(昭和51年12月、環大特154号)に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1日間(工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	振動レベル(L _{eq})	現地調査地点の工事用車両(大型車)が走行する3地点	「振動規制法の施行について」(昭和51年12月、環大特154号)に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる期間内の1日間(工事実施時間帯)